

整理番号

4b

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	25年10月2日	支出額	89,383 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	10月分事務所家賃
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 10月分事務所家賃として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$99,314 \times 0.9 = 89,383$$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

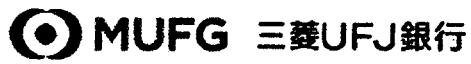
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

46-1



照会口座 [redacted] 支店 普通 [redacted]

照会期間 2023年10月2日

絞り込み 全取引

2023年10月25日 16時18分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
[redacted]				
2023年 10月2日	99,314円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	[redacted]

[redacted] 支店 普通 [redacted]

お預り金額合計:

[redacted] 円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

賞書

質貸人 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と質借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の質貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各意通を保有する。

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粒谷ビル 1階

第1条 (資料の減額)

甲及び乙は、2023年7月(2023年6月末支払い賃料)より乙が支払う賃料について、月額99,000円(税込)に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)

甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条(協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

2023年5月1日

質貸人(甲)住所

氏名

住所 東京都昭島市昭和一丁目13番10号
貸人代理 賃人代理

氏名 扶桑管理サービス株式会社

貸借人(乙) 住所

氏名	性別	年齢	職業	備考
田中 太郎	男	28	会社員	
山田 花子	女	25	主婦	
佐藤 一郎	男	30	学生	
鈴木 美咲	女	22	会社員	
高橋 健二	男	35	会社員	
渡辺 真由	女	27	主婦	
小林 大輔	男	29	会社員	
加藤 千恵	女	26	会社員	
伊藤 隆夫	男	32	会社員	
木村 裕子	女	24	主婦	
水野 浩一	男	31	会社員	
森田 雅子	女	23	会社員	
岡田 修平	男	33	会社員	
栗原 奈々	女	21	学生	
長谷川 誠	男	34	会社員	
斎藤 由香	女	20	学生	
松本 光雄	男	36	会社員	
河野 恵子	女	28	主婦	
石井 俊彦	男	29	会社員	
山口 真理	女	25	会社員	
北村 拓也	男	27	会社員	
上田 智恵	女	22	会社員	
下村 健太	男	30	会社員	
坂口 美穂	女	26	主婦	
三浦 浩司	男	32	会社員	
大塚 麻衣	女	24	会社員	
小笠原 和夫	男	35	会社員	
池田 千尋	女	23	学生	
山崎 隆志	男	31	会社員	
村上 真実	女	27	主婦	
古川 大樹	男	29	会社員	
中村 悠里	女	25	会社員	
岩田 孝一	男	33	会社員	
西村 美鈴	女	21	学生	
東郷 誠二	男	34	会社員	
横山 由紀	女	20	学生	
吉田 光太郎	男	36	会社員	
田嶋 恵子	女	28	主婦	
杉本 俊彦	男	29	会社員	
山口 真理	女	25	会社員	
北村 拓也	男	27	会社員	
上田 智恵	女	22	会社員	
下村 健太	男	30	会社員	
坂口 美穂	女	26	主婦	
三浦 浩司	男	32	会社員	
大塚 麻衣	女	24	会社員	
小笠原 和夫	男	35	会社員	
池田 千尋	女	23	学生	
山崎 隆志	男	31	会社員	
村上 真実	女	27	主婦	
古川 大樹	男	29	会社員	
中村 悠里	女	25	会社員	
岩田 孝一	男	33	会社員	
西村 美鈴	女	21	学生	
東郷 誠二	男	34	会社員	
横山 由紀	女	20	学生	
吉田 光太郎	男	36	会社員	
田嶋 恵子	女	28	主婦	
杉本 俊彦	男	29	会社員	
山口 真理	女	25	会社員	
北村 拓也	男	27	会社員	
上田 智恵	女	22	会社員	
下村 健太	男	30	会社員	
坂口 美穂	女	26	主婦	
三浦 浩司	男	32	会社員	
大塚 麻衣	女	24	会社員	
小笠原 和夫	男	35	会社員	
池田 千尋	女	23	学生	
山崎 隆志	男	31	会社員	
村上 真実	女	27	主婦	
古川 大樹	男	29	会社員	
中村 悠里	女	25	会社員	
岩田 孝一	男	33	会社員	
西村 美鈴	女	21	学生	
東郷 誠二	男	34	会社員	
横山 由紀	女	20	学生	
吉田 光太郎	男	36	会社員	
田嶋 恵子	女	28	主婦	
杉本 俊彦	男	29	会社員	
山口 真理	女	25	会社員	
北村 拓也	男	27	会社員	
上田 智恵	女	22	会社員	
下村 健太	男	30	会社員	
坂口 美穂	女	26	主婦	
三浦 浩司	男	32	会社員	
大塚 麻衣	女	24	会社員	
小笠原 和夫	男	35	会社員	
池田 千尋	女	23	学生	
山崎 隆志	男	31	会社員	
村上 真実	女	27	主婦	
古川 大樹	男	29	会社員	
中村 悠里	女	25	会社員	
岩田 孝一	男	33	会社員	
西村 美鈴	女	21	学生	
東郷 誠二	男	34	会社員	
横山 由紀	女	20	学生	
吉田 光太郎	男	36	会社員	
田嶋 恵子	女	28	主婦	
杉本 俊彦	男	29	会社員	
山口 真理	女	25	会社員	
北村 拓也	男	27	会社員	
上田 智恵	女	22	会社員	
下村				

賞書

質貸人 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と質借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の質貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各意通を保有する。

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粒谷ビル 1階

第1条 (資料の減額)

甲及び乙は、2023年7月(2023年6月末支払い賃料)より乙が支払う賃料について、月額99,000円(税込)に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)

甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条(協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

2023年5月1日

質貸人(甲)住所

氏名

住所 東京都昭島市昭和一丁目13番10号
貸人代理 賃人代理

氏名 扶桑管理サービス株式会社

貸借人(乙) 住所

氏名	性別	年齢	職業	備考
田中 太郎	男	25	学生	
山田 花子	女	22	主婦	
佐藤 一郎	男	30	会社員	
鈴木 美咲	女	28	会社員	
高橋 健二	男	35	会社員	
中村 由美	女	32	会社員	
小林 大輔	男	20	学生	
渡辺 真子	女	27	主婦	
森田 隆夫	男	38	会社員	
伊藤 千恵	女	24	学生	
清水 浩一	男	33	会社員	
山口 裕子	女	29	会社員	
石川 誠二	男	31	会社員	
木村 恵子	女	26	主婦	
藤田 健一	男	34	会社員	
佐々木 美穂	女	23	学生	
山本 大志	男	21	学生	
村上 真由	女	25	会社員	
高木 隆夫	男	36	会社員	
中村 由美	女	32	会社員	
小林 大輔	男	20	学生	
渡辺 真子	女	27	主婦	
森田 隆夫	男	38	会社員	
伊藤 千恵	女	24	学生	
清水 浩一	男	33	会社員	
山口 裕子	女	29	会社員	
石川 誠二	男	31	会社員	
木村 恵子	女	26	主婦	
藤田 健一	男	34	会社員	
佐々木 美穂	女	23	学生	
山本 大志	男	21	学生	
村上 真由	女	25	会社員	
高木 隆夫	男	36	会社員	
中村 由美	女	32	会社員	
小林 大輔	男	20	学生	
渡辺 真子	女	27	主婦	
森田 隆夫	男	38	会社員	
伊藤 千恵	女	24	学生	
清水 浩一	男	33	会社員	
山口 裕子	女	29	会社員	
石川 誠二	男	31	会社員	
木村 恵子	女	26	主婦	
藤田 健一	男	34	会社員	
佐々木 美穂	女	23	学生	
山本 大志	男	21	学生	
村上 真由	女	25	会社員	
高木 隆夫	男	36	会社員	
中村 由美	女	32	会社員	
小林 大輔	男	20	学生	
渡辺 真子	女	27	主婦	
森田 隆夫	男	38	会社員	
伊藤 千恵	女	24	学生	
清水 浩一	男	33	会社員	
山口 裕子	女	29	会社員	
石川 誠二	男	31	会社員	
木村 恵子	女	26	主婦	
藤田 健一	男	34	会社員	
佐々木 美穂	女	23	学生	
山本 大志	男	21	学生	
村上 真由	女	25	会社員	
高木 隆夫	男	36	会社員	
中村 由美	女	32	会社員	
小林 大輔	男	20	学生	
渡辺 真子	女	27	主婦	
森田 隆夫	男	38	会社員	
伊藤 千恵	女	24	学生	
清水 浩一	男	33	会社員	
山口 裕子	女	29	会社員	
石川 誠二	男	31	会社員	
木村 恵子	女	26	主婦	
藤田 健一	男	34	会社員	
佐々木 美穂	女	23	学生	
山本 大志	男	21	学生	
村上 真由	女	25	会社員	
高木 隆夫	男	36	会社員	
中村 由美	女	32	会社員	
小林 大輔	男	20	学生	
渡辺 真子	女	27	主婦	
森田 隆夫	男	38	会社員	
伊藤 千恵	女	24	学生	
清水 浩一	男	33	会社員	
山口 裕子	女	29	会社員	
石川 誠二	男	31	会社員	
木村 恵子	女	26	主婦	
藤田 健一	男	34	会社員	
佐々木 美穂	女	23	学生	
山本 大志	男	21	学生	
村上 真由	女	25	会社員	
高木 隆夫	男	36	会社員	

名 称		第一粕谷ビル		1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号 埼玉県入間市豊岡3丁目80番地1		(住居表示) (登記簿)	
種 類		事務所	家庭番号	805番1の2	専有面積
構造		鉄骨造陸屋根	階 数	3階建(部分)	壁芯49.32㎡
物件の 所有者		氏 名	[REDACTED]		
借 主		氏 名	せんつい 京子後援会		
使用目的		住所	[REDACTED]		
		事務所	業種	運送事務所	
		連帯保証人	氏名	[REDACTED]	
			住所	[REDACTED]	
			極度額	2,824,800円	
		家賃債務保証業者名	家賃債務保証業者名		
		主たる事務所の所在地	[REDACTED]		
		家賃債務保証業者登録番号	[REDACTED]		
担保の方法		家賃債務保証業者の提供による保証			
債務の担保		[REDACTED]			

月 額		契約時一時金	
家賃	月額 117,700 円 (うち消費税 10,700円)	数	金 321,000 円 (無利息の約定)
		礼金	117,700 円 (うち消費税 10,700円)
		仲介手数料	117,700 円 (うち消費税 10,700円)
合 計		合 計	
・建物明渡時に 0% (総額) 0円 (うち消費税) 0円		・契約更新毎に 0% (総額) 0円 (うち消費税) 0円	
・その他 特になし		(後払分は、償還時から10日以内に精算しなければならぬ。)	
更新料	2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間	更新可	契約当初預り敷金又は保証金 321,000 円
更新料の1ヶ月分		敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡後60日以内
借主の権利関係 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。			
資料の交付方法 並びに支払期限		振込金額合計 117,700 円	
銀行名：みずほ銀行		支店名：立川支店	
口座種別：普通		口座番号：2266980	
口座名義：フジカワリサービス(カ)		支払手数料は借主負担とする。	
翌月分を毎月 米 日までに前払(翌月分前払)		支払手数料は借主負担とする。	
No. 本 本 No. 本 本 No. 本 本		No. 本 本 No. 本 本	
合 計		合 計	
2023年2月15日		2023年2月15日	

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。) は、
2023 年 2 月 15 日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023 年 9 月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目 10 番 1 号

物件名 : 第一粕谷ビル 1 階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/	314 円	
合	計	/	99,314 円

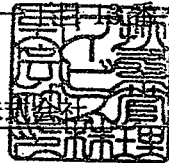
以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町 1 丁目 18 番 10 号

氏名 扶桑管理サービス株



整理番号

47

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	9:資料購入・作成費
	10:交通費	

支出年月日	25年10月2日	支出額	8,203 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	10月分 事務所駐車場料金		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 10月分 事務所駐車場料金として

④ 扶桑管理ヤセ久株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$9,114 \times 0.9 = 8,203$$

詳細は別紙添付

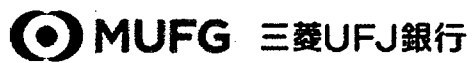
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



照会口座 支店 普通

照会期間 2023年10月2日

絞り込み 全取引

2023年10月25日 16時18分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2023年 10月2日	9,114円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通

お預り金額合計:

円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

駐車場（自動車保管場所） 契約書

所在地	埼玉県入間市豊岡3-806-1			物件に付随していない駐車場は地番で表記している場合があります。
名称	豊岡第1スカイパーク駐車場			駐車位置 No. XXXXXXXXXX
契約期間	2023年 6月12日	～	2025年 6月11日	まで 2年間
車種	ナンバー・車体色	ナンバー XXXXXXXXXX 車体色 XXXXXXXXXX		
月額	駐車料 8,800 円 口座振替手数料 314 円 上記の駐車料・口座振替手数料は消費税10%を含む	契約時一時金 金 0 円 (無利息の約定) 金 0 円 本契約締結後は返還されません。		
更新料	0ヶ月分	更新事務手数料 新賃料の1ヶ月分	新賃料の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月分をもって発生する。	
契約当初預り金	0 円	借主の解約権		
賃料の支払方法並びに支払期限	引落 銀行名: XXXXXXXXXX 口座種別: XXXXXXXXXX 口座番号: XXXXXXXXXX 口座名義: XXXXXXXXXX 引落金額合計 9,114 円			

貸主 (甲) と借主 (乙) は、下記事項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 1 賃貸借契約期間及び支払方法は、前条記載の通りとし、支払期日までに賃料を支払うことにより、本契約を継続する意思があるものとする。尚、賃料や更新料等の支払に關する振込手数料及び口座振替手数料は乙負担とする。また、賃料が1ヶ月に満たない場合は当月の日数で日割計算とする。
- 2 支払の期日は金融機関休業日の場合はその前日に支払うこと。
- 3 賃料等が滞延した場合（口座振替が行ななかつた場合も含む）、乙は仲介人に頭書記載の滞延事務手数料を、甲へ年14.6%（1年を365日とする）の割合による遅延損害金を支払うこと。
- 4 乙は賃料等の支払いを、期間満了日または解約月に属する月も1ヶ月分の賃料を支払うこと。
- 第2条 甲は契約期間中であっても公租公課、諸物価、社会情勢の変動あるいは契約事項の変更等により、1ヶ月の予告期間をもって賃料の増額を請求することが出来る。
- 第3条 1 頭書の契約期間が満了となった場合は、甲乙協議の上本契約を更新することが出来る。
- 2 乙は契約更新の際には契約書面の書換え、変更事項の告知を行い、頭書の更新料（または更新事務手数料）を、甲（または仲介人）へ支払うこと。手続きは期間満了日の1ヶ月前までに行うこと。
- 3 乙は更新時に賃料その他の債務がある場合は、期間満了日までで結算すること。なお、合意更新・法定更新にかかわらず、乙は所定の更新料及び更新事務手数料を支払うものとする。万一、期間満了日まで更新手続き完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車両を撤去の上即日明渡すること。
- 4 仲介人の口座振替システムを利用した場合、更新月に賃料と更新料を引落すことに予め乙は了承のこと。万一、引落が出来ない場合は仲介人の指定期日迄に振込にて支払うこと。
- 5 乙は期間満了にて解約をする場合も1ヶ月前までに解約通知を甲（または仲介人）に提出すること。敷金は頭書の金額とする。甲は契約時に乙より受領した敷金について、本契約が終了し乙が甲に本物件を完全に明渡した場合には限り、明渡し後1ヶ月以内に、債務を差引いた残金を振込にて乙に返金する（返金の際の振込手数料は乙負担）。また、乙は、甲の書面にて、敷金返還請求権を第三者に譲渡することは出来ない。なお、この敷金を乙は、甲の書面にて、敷金返還請求権を第三者に譲渡することは出来ない。
- 第4条 1 駐車場内の乙車両の管理及び第三者の無断駐車排除・事故・盗難・物損・除雪・落雪等は乙の責任において異常の警報器等に連絡を行い対応することとし、甲及び仲介人は乙に対し何らの責任を負わない。
- 2 駐車場の位置は甲が任意に指定・変更できる。
- 第5条 乙は駐車場内の施設に損害を与えた場合、直ちに甲又は仲介人に連絡を行い、甲に対し速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 第6条 乙は下記の実行を行ってはならない（禁止事項）。
- 第7条 ①本駐車場内及び出入口で他車出入の妨げ、駐車場利用者・近隣に迷惑をかける行為をすること。
- ②頭書に記載の無い車を駐車すること。改造車・事故車両・故障車を駐車すること。
- ③消防法により危険物に指定されている物品を駐車場内に持ち込むこと。
- ④第三者に賃借権の譲渡・転貸・名義貸しを行うこと。また、動産や固定物を置くこと。
- ⑤政治団体等・宣伝カー・トラック及び駐車位置以上の大きさの車を駐車すること。
- 第8条 1 甲または乙が本契約を解約する場合は書面にて、1ヶ月前までに相手方に対し通知し、通知後1ヶ月（1ヶ月以上の場合はその指定した日）をもって乙は本駐車場を明渡すものとする。また、乙は1ヶ月分の賃料を支払うことにより即時解約することが出来る。

第9条

2 乙が本契約を解除する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出すること。

1 甲は乙が賃料の支払を1ヶ月なりと忘れた場合、乙が本契約に定める条項の1つでも違反した場合は、乙が申込書及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として前払の敷金及び日割賃料は返金しない。

2 乙が賃料の支払を2回連続して滞延した場合（口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合）、賃料の支払能力が無いものとみなし、本契約を解除できる。

3 未払い賃料を督促したにもかかわらず指定期日までに未払い賃料全額を支払わなかった場合。

4 乙が解約し、または破産・民事再生・会社整理・会社更生法の申し立てがあったとき。

5 乙が後発開始、保証開始の審判を受け、または刑事事件に關する等社会的信用が失墜したとき。

6 乙が暴力団もしくは極左・極右等の反社会的暴力集団（以下「暴力団」という）の構成員、又はこれらの支配下にある者（関係者）と判明したとき。

第10条

1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場から自動車等の一切の動産を撤去し明渡すること。

2 乙は甲からの明渡しに際し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。

第11条

3 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場を甲に明渡さない場合、乙は明渡し完了までの賃料の格額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲は乙の費用で本物件上の乙の自動車等の動産を撤去・処分できる。乙はこのような場合、本駐車場にある乙の自動車等の一切の動産について所有権を予め放棄するものとし、甲がこれを処分することに一切異議申し立てしない。

第12条

乙は下記記載の車輛以外本駐車場を使用してはならない。万一買替等で変更の際は、予め甲、又は仲介人事前に書面にて変更申請の申請をし承認を得なければならない。また、自動車検査証の写しを提出すること。なお乙の住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。

本契約書では車庫証明の発行は行いません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに発行手数料として3,300円を支払うこと（発行手続きは仲介人で行います）。

本契約が居住建物に付随する専用駐車場の場合、部屋の賃貸借契約解約の際本駐車場も解約とする。

本契約の期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場新規契約の事務手数料として3,300円を支払うものとする。

尚、区画の変更に伴う解約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新規契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。

第13条

本契約の期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場新規契約の事務手数料として3,300円を支払うものとする。

第14条

本契約の更新料は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

特約条項

本契約更新時（合意更新・法定更新を問わず）は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。税金の改正により消費税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発行手数料、区画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費税等相当額は変動後税率により計算する。

下記貸人（甲）と借人（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023年 6月 10日

貸主 (甲)	住所 〒 XXXXXXXXXX 氏名 XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
借主 (乙)	住所 〒 XXXXXXXXXX 氏名 XXXXXXXXXX	
仲介業者	免許番号 東京都知事 (3) 第91243号 所在地 東京都昭島市昭町1丁目1番1号 商号 株式会社 中村重昭 代表者 中村 重昭 電話 0670-003-230 FAX 042-546-4500 宅地建物取引士 XXXXXXXXXX	
貸主 (甲)	住所 〒 XXXXXXXXXX 氏名 XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
借主 (乙)	住所 〒 XXXXXXXXXX 氏名 XXXXXXXXXX	
仲介業者	免許番号 東京都知事 (3) 第91243号 所在地 東京都昭島市昭町1丁目1番1号 商号 株式会社 中村重昭 代表者 中村 重昭 電話 0670-003-230 FAX 042-546-4500 宅地建物取引士 XXXXXXXXXX	

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023 年 6 月 12 日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023 年 9 月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1
物件名 : 豊岡第 1 スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲) 住所

氏名

印

整理番号

46

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年10月3日	支出額	$(100000 + 157) \times 0.8$ 80,126 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃 10月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部

口座名義: 糸田川 威

2023年	10月	3日	105000	送金 IB	
2023年	10月	3日	165	手数料	

③ 事務所家賃 10月分

④

〔内訳〕

円
円

※ 振込手数料

$$165 \times \frac{100,000}{105,000} \approx 157$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人 以下甲という)と賃借人細川威(以下乙という)は以下のとうり建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢2-4-2
名称 岡田医院
専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないこと意思表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上のとうり契約が成立したことを証するため本書2通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1通を保持する。

令和5年5月23日

賃借人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

糸田 川 威

整理番号

85

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年10月16日	支出額	10049 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所セキュリティ
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田 圭介

05-10-16	送金	*11,000	IB タイヨウカンサイ
05-10-16	手数料	*165	

$$11,165 \times 0.9 = 10,049$$

③ 事務所セキュリティ

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

85-1

請求明細書

1 ページ

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日産町1-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO. 0077229

登録番号: T1030001005250

町田 皇介

様

お客様コード	日 付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
	2023/09/30	未	0127	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調 整 額	繰 越 額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
		0	0	10,000	1,000	11,000

日 付	伝票番号	取引区分	商 品 名	数 量	単 価	金 額
2023/09/30	91367	掛売上 現場	機械警備料(9月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月 (税率10%)	10,000 [御買上額] [消費税等]	10,000 10,000 1,000

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太陽管財株式会社 警備部

氏名 町田多行様

契約内容確認日 令和5年5月1日

業務対象施設	名 称	上尾市宮本町10-26		
	所在地	上尾市宮本町10-26		
商 品 名	機 器 費	プラン	() お買い上げ・(✓) レンタル	
業務開始予定日	令和5年5月1日	業務遂行期間	業務開始から令和5年0ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号

56

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 ⑧:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年10月17日	支出額	2077 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所出入口用 目隠し窓シート		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部



「㊟」印はレシート・クーポン税制対象
残高ポイントには有効期限があります
ポイントを獲得した日の
翌年同月末日に失効となりますので
必ずご確認ください!!

領 収 書

No.000031-9909-8344

2023年10月17日

様

消費税

円を含む。

¥

但し、

として上記正に領収いたしました。

株式会社 スーパーバリュー
越谷店
埼玉県越谷市下間久里197-1
電話番号:048-974-7111

※財布等にはさんで保管いただく場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

= 2596

2596 × 0.8 = 2077

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

56 - 1

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム越谷第1支部



登録番号 T2030001044306

本日も御来店有難うございます
営業時間 毎日 朝10時～夜8時

朝市開催中、夕方4時から夕市

2023年10月17日(火)19:40 #000031
8344

***** 領収証明細 *****
領収発行番号 9909
金客員

外10 132004窓シート ¥2,360
(2個 x @1,180)

小計
外税額 10%
買上点数

合計
(税率10%対象額
(内消費税等10%
お預り
(内消費税

お釣り

外8, 内8は軽減税率対象商品です。

③ 事務所出入口用
目隠し窓シート

2,360 × 1.1 (消費税)
= 2,596 円

※ 除く

※ 整理番号には、枝番を記入すること

整理番号 86

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年10月20日	支出額	89,139円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(令和5年11月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(93,500円+振込手数料330円)×0.95=89,139円

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
79304	05-10-20	11:54	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥93,500	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥6,170	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円) (硬貨)			

③事務所家賃(令和5年11月分)

振込金受取書	電信
埼玉りそな銀行	
浦和中央支店	
普通 3852306	
カ)タワフトウサン様	
タケタカスヒロ様	
電話番号 0486889898	
取扱番号 200052	

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

は、別紙を使用すること。
と。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

賃貸人(甲) 有限会社イースト商事		賃借人(乙) 武田 和浩													
契約要目表															
欄	事項	条	摘要												
(1)	貸室	第1条 第2条	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>イーストコート</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1</td> </tr> <tr> <td>構造規模</td> <td>鉄骨造 陸屋根 地下0階付 地上2階建</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>事務所 業 種 職員事務所</td> </tr> <tr> <td>区 画</td> <td>1 階 (000 号室)</td> </tr> <tr> <td>契約面積</td> <td>37.20 m² (11.25 坪)</td> </tr> </table>	名称	イーストコート	所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1	構造規模	鉄骨造 陸屋根 地下0階付 地上2階建	用途	事務所 業 種 職員事務所	区 画	1 階 (000 号室)	契約面積	37.20 m ² (11.25 坪)
名称	イーストコート														
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1														
構造規模	鉄骨造 陸屋根 地下0階付 地上2階建														
用途	事務所 業 種 職員事務所														
区 画	1 階 (000 号室)														
契約面積	37.20 m ² (11.25 坪)														
(2)	賃貸借期間	第4条	2020年5月1日 から 2025年4月30日 までの 5 年間												
(3)	賃料	第5条	85,000 円 (別途消費税 8,500 円) 月額計 93,500 円												
(4)	共益費	第7条	0 円 (別途消費税 0 円) 月額計 0 円												
(5)	その他の乙が甲へ支払う月間固定費	第7条	1 円 (別途消費税 1 円) 月額計 1 円												
(6)	保証金	第6条	170,000 円 非課税												
(7)	保証金償却	第6条	無												
(8)	賃料等支払先	第8条	<table border="1"> <tr> <td>金融機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td></td> </tr> </table>	金融機関名		口座番号		口座名義							
金融機関名															
口座番号															
口座名義															
	賃料等支払方法		翌月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。												
(9)	更新費用	第4条	乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税) 乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0 ヶ月分(別途消費税)												
(10)	解約予告	第4条、第22条	甲が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税) 甲が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税) 満期、中途に解約する場合は、甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 通知する旨を通知し、乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄 1.「原状回復に関する事項」												
(11)	添付書類														

賃貸人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)とは、甲が契約要目表(1)欄記載の貸室を乙に賃貸するにつき、この契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

2020 年 3 月 20 日

賃貸人(甲)

住所

氏名

電話番号

賃貸人(乙)

住所

氏名

電話番号

連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙「賃貸保証委託契約書」による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第8048号

所在地: 埼玉県さいたま市浦和区 月2番1号

商号・名称: 株式会社 大和不動産

代表者: 代表取締役 小山 陽

【宅地建物取引士】

登録番号:

氏名:

整理番号 87

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年10月20日	支出額	15,989円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------	-----	------------------------------

使 途	来客等駐車場賃借料(令和5年11月分 駐車スペース2台分)
-----	-------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和5年11月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
79304	05-10-20	11:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,500	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥170	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (残高)			
円 円 円 円			

振込金受取書 電信

お受取人	
お振込人	

タケタ"カス"ヒロ様

電話番号 0486889898

取扱番号 200003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※ 印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

と。
ない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

だし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう
:(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

駐車場使用契約書

（以下「甲」という。）と借主 武田和浩事務所 （以下「乙」という。）は、
頭書きに表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書き(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地 さいたま市見沼区風越町4-346-8	名称 松井様駐車場	No. ■■■ No. ■■■
------------	---------------------------	--------------	-----------------

車庫・ 車庫形式	来客用（事務所使用者）	登録番号
-------------	-------------	------

頭書き(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 7日 まで
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書き(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	— 18,000円(1ヶ月分) × 2ヶ月 = 36,000円
敷金	金 0円
支払方法	現金・振込 金融機関 口座番号 口座名義人 TEL: ■■■
支払期限	毎月 月末 までに翌月分を支払う

頭書き(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 住所
管理業者	商号又は名称 水村商事株式会社
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前44番地3 TEL 048-684-8641
賃貸住宅管理業等登録制度登録番号	国土交通大臣(2)第 8016 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4354
管理担当者	氏名 ■■■ (賃貸不動産管理士: 登録番号 ■■■) ※ 賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 住所
-----	----------

通常保証人	氏名 住所 電話番号
-------	------------------

頭書き(7) 更新に関する事項	更新期間 2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。
-----------------	--

頭書き(8) 特約事項	・相続が生じ土地の明け渡しが必要の場合は速やかに立ち退くものとする。 ・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。
-------------	---

甲・貸主	氏名 住所 商号 代表者名 住所 氏名 住所	TEL TEL
乙・借主 (法人の場合)	代表者名 住所 氏名 住所	TEL TEL
丙・通常保証人	氏名 住所 電話番号	TEL
土地・建物 取引業者	商号(名称) 水村商事株式会社 事務所所在地 TEL 048-684-8641 免状取得番号 埼玉県知事(14)4120号	代表者 水村 光一
土地・建物 取引業者	氏名 業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	登録番号 埼玉県知事(14)4120号 048-684-8641

※印は実印

整理番号

156

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023 年 10月24日
支 出 額	104,940 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $116,600 \times 0.9 = 104,940$)
使 途	事務所家賃 11月分
支 出 先	 不承

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 ふみ子



貸室賃貸借契約書

賃貸人 を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条 (目的物件)

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市跡田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積1612.63㎡（487.82坪）

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積43.81㎡（13.25坪）

第2条 (貸室の使用目的)

乙は、貸室を職員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条 (賃貸借の期間)

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条 (契約の更新)

1. 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条 (賃料)

1. 貸室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
2. 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
3. 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条 (費用等)

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料を含むものとする。

第7条 (賃料等の支払方法)

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。

口座番号：	
名義人：	

第8条 (敷金)

1. 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
2. この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他の契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることとはできないものとする。
3. 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
4. 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
5. 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条 (敷金の返還)

1. 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
2. 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条 (礼金)

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求めることはできないものとする。

第11条 (貸室引渡し前の解約)

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条 (予告期間)

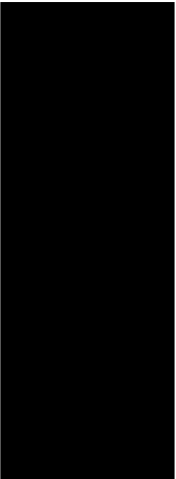
甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月/日

甲 (賃貸人) 住所

氏名



乙 (借借人) 住所

氏名

川越市古市場460-6
山根史子

立会人

東京都知事免許 (1) 第102093号

東京都北区田端五丁目12番11号

西台不動産株式会社

代表取締役 高橋 英隆

登録番号

宅地建物取引士

登録番号

埼玉県知事免許 (4) 第200777号

埼玉県川越市東田町8番46号

株式会社アセットホームサービス

代表取締役 内田 親也

登録番号

宅地建物取引士

登録番号

宅地建物取引士

■建物及び設備の検査の結果の概要 (既存の住宅のとき) 該当あり・該当なし (該当しないので説明を省略します。)

建物及び設備の検査の実施の有無 (1年以上に実施している場合)	有・無
建物及び設備の検査の結果の概要	

■石綿使用に関する調査

石綿使用調査の有無	有・無
	調査実施機関 調査の範囲 調査年月日 石綿使用の有無 石綿使用の箇所 補足情報
調査記録がある場合	
調査記録が無い場合	調査記録が無い場合 調査実施者 調査年月日 調査場所 調査結果

■耐震診断調査

耐震診断の有無	有・無
耐震診断実施機関	
耐震診断実施年月日	
耐震診断実施場所	
耐震診断実施結果	
耐震診断実施費用	
耐震診断実施者	

■賃貸借条件等

貸借部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月額賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (消費税込負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (消費税込負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料に含む	[添付契約書 第6条 参照]
賃料管理費の支払い方法 その他の費用負担	賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する方法によって賃借人又は賃借人の指定人へ支払うものとする。 ①賃料・管理費 ※毎月末日に賃主指定の口座へ振込み ②電気・ガス・水道料金 ※別添付書参照 ③電話・インターネット料金 ※別添付書参照 ④火災保険料 (東日本火災海上保険) ※別添付書参照 ⑤健康保険料 (日本ヘリファイア) ※別添付書参照 ⑥賃料の滞り ※別添付書 (任意) ⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などにかかる一切の費用 ⑧その他賃借人の負担に属する費用	[添付契約書 第6条 参照]

整理番号

157

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023 年 10 月 24 日
支 出 額	16,200 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $18,000円 \times 0.9 = 16,200円$)
使 途	来客用駐車場代 11月分
支 出 先	(有) すまいる 市民食館

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 ふみ子



駐車場使用契約書

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県川越市東田町7-31
名称	奈良 駐車場	指定場所 No.

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限：毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	振込み先 金融機関： 口座番号： 口座名義人： TEL

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
住所		

管理業者	商号又は名称	有限会社すまいの市民館
	所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号：※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	

※貸主と駐車場の所有が同一人なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(6) 更新に関する事項

契約条件第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
- 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
- この車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
- 本契約解除に伴う清算金等の返金とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主(法人の場合)	商号		TEL	
	代表者名			
	住所			
乙・借主(個人の場合)	氏名	山根 史子	TEL 049-235-1687	
	住所	川越市市市場400-6		

宅地建物業者	商号(名称)	有限会社すまいの市民館	取締役	杉田明洋
	事務所所在地・TEL	川越市中原町2-3-2	TEL	049-228-5677
	免許証番号	埼玉県知事(4)第19782号		
宅地建物士	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所名	有限会社すまいの市民館		
	事務所所在地	川越市中原町2-3-2	TEL	049-228-5677

※同姓実印

整理番号

67

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年10月24日
支 出 額	15,400×90%=13,860円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(11月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃借の目的物

名称	P所沢東新井町-01	CD		駐車位置	
所在地	埼玉県所沢市東新井町262-5				

2. 契約期間

契約期間	2023 年 03 月 10 日	期 間	2025 年 03 月 31 日
------	------------------	-----	------------------

3. 賃料等

月額賃料	7,200 円 及び消費税	支払期日	毎月末日迄に翌月分を支払う
契約事務手数料	賃料の1ヶ月分及び消費税	支払方法	振込
更新事務手数料	前賃料の1ヶ月分及び消費税		
その他一時金	保管場所使用承諾証明書発行手数料 3,000円及び消費税	居住者氏名	名義

4. 管理会社

名称	株式会社いるま野サービスみずほ台店	所在地	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
店舗TEL	049-255-1711	店舗FAX	049-255-6522

5. 駐車場

車種	乗用車	台数	1台
備考			

賃借人 水村 篤弘 (以下甲といいます)
 賃借人 代表 水村 篤弘 (以下乙といいます)
 頭書1記載の賃借の目的物(以下本物件といいます)について、以下の条項により賃貸借契約を締結し、その証として、本書3通を作成し各自記名押印のうえ、甲・乙・丙がそれぞれ各1通を保有するものとします。

西 暦 2023 年 3 月 10 日
 賃 貸 人 (甲) 住 所 埼玉県所沢市東新井町262

賃 借 人 (乙) 住 所 埼玉県所沢市東新井町262-5
 氏名・商号 二上 秀

氏名・商号 水村 篤弘
 電話 04-2993-0080
 住所 埼玉県所沢市西みずほ台1-19-6
 電話番号 04-2993-0080
 緊急連絡先 (賃借人以外の方) 住所 埼玉県所沢市西みずほ台1-19-6
 電話番号 04-2993-0080
 賃借人との関係

甲の代理人 および仲介人(丙) 住 所 埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
 氏 名 株式会社いるま野サービスみずほ台店
 店長 谷澤 慶太

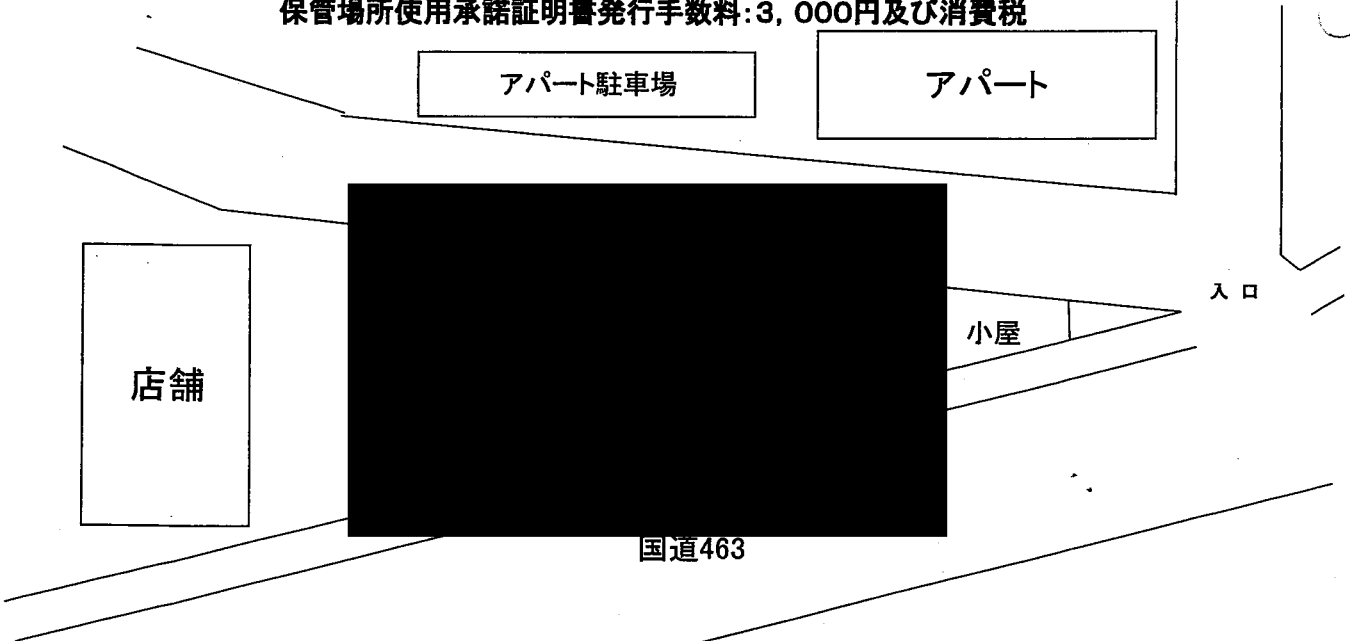
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



整理番号

68

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年10月27日
支 出 額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (11月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借 (更新) 契約 合意書

物件名 : タイびる航空公園 202 号室

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、 2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを 双方合意した。

1. 期 間	2021年5月1日	より	2024年4月30日	までとする。
2. 敷 金	210,000 円			
3. 賃 料	月額総額 77,000 円	(本体)	70,000 円	消費税 7000 円)
4. 管理・共益費	月額総額 5,500 円	(本体)	5,000 円	消費税 500 円)
5. 駐車場使用料	月額総額 0 円	(本体)	0 円	消費税 0 円)
6. 特 記 事 項				

1. 原契約の継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書 2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定事項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3 月 31 日

貸主 (甲)

住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名 : 株式会社セイワランドック

借主 (乙)

住所 : 埼玉県所沢市上安松 864-4

氏名 : 水村 篤弘

印 TEL: 04-2913-0080

勤務先住所 : 埼玉県所沢市高砂3-15-1

勤務先名 : 埼玉県建設業協会

勤務先TEL: 048-894-2111

緊急連絡先

住所 :

氏名 :

TEL:

連帯保証人

住所 :

氏名 :

印 TEL:

管理会社

住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名 : 株式会社セイワランドック

代表者 : 羽迫 務

取引主任者 :

登録番号 :

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社
所沢市喜多町17-12
株式会社セイワランドック

2019年8月31日

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで 81,000 円

2019年10月分(9/27引落)以降 82,500 円

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落とされます。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合 計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
借入金手数料: 520 円

整理番号

141

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年/0月27日	支出額	72,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 11月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川口支部
・埼玉民主フォーラム川口支部	
・案分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000 円	

③ 事務所賃料
11月分

ご利用明細		イオン銀行	
取扱店	機番	取引年月日	時刻
206	2823	10.27	20:57
銀行番号	店番号	科目・口座番号等	通番
0040	1	***	5935
お振込み			
お取引金額		¥80,000	
振込手数料		¥0	
お受取人			
川口信用金庫			
本町東支店			
普通 #942379			
カ)アイテ"アル 様			
お振込依頼人			
サイタマソツコフ"ラムカクク"チツ" 様			
お取扱日 2023年10月27日			
イオン銀行コールセンター			
☎0120-13-1089			
カードの紛失・盗難については、			
専用ダイヤル03-6832-1234に至急ご連絡ください。			
年中無休24時間受付(通話料は有料となります。)			

※ 領収書に

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名 称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】			棟	階	号室	
	所 在 地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7					
		登記簿	川口市朝日二丁目17番7					
	用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐						
	種 類	☐ マンション ☐ ビル ☐ 戸建 ☐ アパート ☒ 戸建の一部						
	構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建					戸 数	戸
	床 面 積	39.66㎡の一部26.44㎡		間 取 り				
建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を 年実施）・ ☐ 不詳							
附属施設	なし							

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2023 年 5 月 1 日 から	4年間	目的物件の引渡しの時
終期	2027 年 4 月 30 日 まで		年 月 日

(4) 賃料等

賃 料 ・ 共 益 費 (管 理 費)		内 訳 等	
賃 料	月額 75,000 円	(内消費税等	7,500 円)
共益費(管理費)	月額 5,000 円	(内消費税等	500 円)
	共益費(管理費)には次のものを含む ☒ 上下水道使用料 ☐ 電気料 ☐ ガス料 ☐ その他 ()		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		☐ 当月分を ☒ 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷 金	円	賃料の ヶ月相当分	
保 証 金	円	その他一時金	円
附属施設使用料	円	火災保険料	円
敷引き・保証金償却規定			
そ の 他			
賃料等の支払方法	☒ 振込 ☐ 口座振替 ☐ 持参 ☐		
	振込先金融機関名		預金
	口座番号	口座名義人	
	振込手数料負担者	☒ 借主 ☐ 貸主 持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本	鍵番号②
		本	鍵番号③
			本

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名	株式会社 アイdeal		電話	048 (299) 8955
	住所	川口市坂下町一丁目8番16号モンパルテ202			
管理業者	商号または名称	株式会社 アイdeal		電話	048 (299) 8955
	所在地	川口市坂下町一丁目8番16号 モンパルテ202			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣		第	号
管理担当者	氏名				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名		
	住所		

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名				年齢	歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係	
	住所			電話	()
	勤務先			電話	()
	携帯	()			

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	☐ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 月分を支払います
	☒ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

敷地内駐車場は利用をしないでください。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2023年 4 月 30 日

貸主 住所 埼玉県川口市坂下町1-8-16
モンパルテ202
株式会社 アイデアル
氏名 代表取締役 佐野 恵輔 電話番号 048(299)8955

借主 住所 [REDACTED]
氏名 白根 大輔 電話番号 [REDACTED]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理	取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理
免許証番号	埼玉県知事 (2) 第 23268 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	川口市坂下町1丁目8番16号モンパルテ202	事務所所在地	
商号	株式会社 アイデアル	商号	
代表者等	佐野 恵輔	代表者等	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	

整理番号 142

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和5年/0月27日	支出額	9,119 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所駐車場賃料 11月分
-----	---------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 10,732 円 × 0.9 = 9,119 円

③ 事務所
駐車場賃料
11月分

ご利用明細

イオン銀行

取扱店	機番	取引年月日	時刻	通番
206	2823	10.27	21:01	5938
銀行番号	店番号	科目・口座番号等		
0040	1	****	*	

お振込み

お取引金額 ￥10,000
振込手数料 ￥132

お受取人
城北信用金庫
王子営業部
普通 #5073863
モリヤリソキ ヨウ(カ) 様

お振込依頼人
シラネ タイスケ 様

お取扱日 2023年10月27日

イオン銀行コールセンター

■0120-13-1089

カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234に至急ご連絡ください。
年中無休24時間受付(通話料は有料となります。)

※ 領収書に

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場貸借契約書

賃借人株式会社うめだ葬儀社を甲とし、賃借人白根大甫を乙として、甲乙間に下記のとおり自動車駐車場の賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は下記表示の駐車場を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 駐車場の名称 朝日駐車場

(2) 駐車場の所在地 埼玉県川口市朝日2丁目25番15

(3) 駐車場の区画番号 区画

第2条 乙は本駐車場を下記のとおり車両を駐車する目的にのみ使用し、これに反することはできない。

車種番号

ただし、甲の了承を得た場合は前記車種を変更することができる。

第3条 本契約の期間は、令和5年6月6日より令和6年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙間で合意したときは契約を更新することができる。

第4条 賃借料は月額金 10,000円 (消費税 円込み)

とし、乙は毎月 日までにその翌月分を甲に持参し、又は甲の指定する方法により支払うものとする。1月未満の賃借料は、月額の賃借料を日割した金額とする。

第5条 前条にかかわらず、公租公課の増額又は物価の高騰等の事情が生じたときは、双方の協議の上、賃借料の額を改訂することができる。

第6条 本契約締結と同時に、乙は敷金として金 10,000円を甲に支払う。この敷金は、本駐車場明渡時に存する延滞賃借料その他甲に対する金銭債務の弁済にあてるとし、甲が清算するものとする。

第7条 乙は甲の定める管理規則に従い本駐車場を使用するものとする。

第8条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。

第9条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 天災、火災その他甲の責にやらない事故による車輛の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。

第11条 本駐車場の保全、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車輛の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

第12条 乙が次の各項の一に該当する場合は甲は甲は催告その他何等の手續きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを1月以上延滞したとき
- (2) 本駐車場上に甲に無断で建築造成をしようとしたとき
- (3) 乙が破産もしくは破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 本契約の定めの一に違反したとき

第13条 甲又は乙は1月以前に予告して本契約を解除することができる。ただし、乙は1月分の賃借料相当額の金員を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡するものとし、次の各項の一に該当する場合はその内容に従うものとする。

- (1) 乙が本駐車場を甲に返還するとき、本駐車場上にある車輛および物品を一切取り除いた上甲に明渡するものとする。
- (2) 乙が前項の義務を履行せず又は乙が置き去った車輛、その他物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものであるとして、甲が適宜処分しても乙は後日異議を申し立てない。
- (3) 乙が本契約終了後明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了まで賃借料相当額の2倍の損害金を支払わなければならない。

第15条 本契約に関する訴訟については、本駐車場所所在地を管轄する裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

第16条 本契約書に記載のない事項については民法および慣習に従い、甲乙合意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

特約事項

本契約に対する対価報酬として0.5月分を期限迄に納入手続きを完了のこと。

※賃借料振込みの場合、甲が指定する金融機関は下記のとおりとする。

〔指定金融機関〕

〔口座名〕

〔口座No.〕

上記契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和5年6月1日

賃借人(甲)

住所

川口市本町3丁目1番4号
株式会社うめだ葬儀社
代表取締役 梅田修弘

氏名

賃借人(乙)

住所

埼玉県川口市朝日2丁目25番15
白根大甫

氏名

仲介業者

住所

東京都文京区本郷5丁目2番2-106号
守屋林業株式会社
代表取締役 守屋勝男

商号

氏名

TEL 03-3815-0556
FAX 03-3815-0568

整理番号

209

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年10月27日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義: 木村 勇夫

05-10-27 振替

*23,300 DF. 金融

③ 事務所倉庫費

④ 株式会社 平和不動産

《内訳》

・ 倉庫賃貸料 23,100 円
・ 振替手数料 200 円

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・)

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

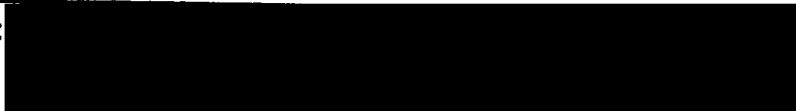
(内訳：賃料 円・消費税 円)

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：



整理番号

210

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

9,200 × 90%

支出年月日	5年10月30日	支出額	8,280 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代11月分(辻4丁目)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	------------------------

05-10-30 振替 *9,200 | RKS(サイイフォー)

口座名義人：木村勇夫

③事務所駐車場代 // 月分
(辻4丁目)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

[物件の表示]

名称	栗原辻4丁目駐車場	管理番号	
所在地	埼玉県さいたま市南区辻4-12		
賃借人	木村 勇夫		

[賃料等] (1台あたり)

賃料	月額 9,000 円(うち消費税 0 円)	敷金	
口座振替代	月額 200 円(うち消費税 0 円)	礼金	
共益費	月額 円(うち消費税 円)	更新	円(うち消費税 円)
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更新	円(うち消費税 円)
雑費	月額 円(うち消費税 円)	更新	円(うち消費税 円)
契約期間	2022年12月25日から 2023年12月24日まで		
支払方法	☐ 持参 ☐ 振込 ☒ 口座振替		
振込先			

[賃料等の支払期日] 翌月分を毎月28日迄(翌月分前払)

車名		証券番号/満期	
登録番号/色	/		/

その他
本契約の締結を証する為本書を2通作成、甲乙及び仲介業者はこれに署名捺印し、甲乙各1通を保有する。
本契約には、特約条項が定められております。駐車場賃貸借契約約款をご参照ください。

賃貸人(甲)

住所: 2021年12月24日
氏名:
電話:

賃借人(乙)

住所:
氏名: 木村 勇夫 電話:
勤務先: 埼玉市消防局 住所: さいたま市消防局 3-15-1 048-824-2111

緊急連絡先

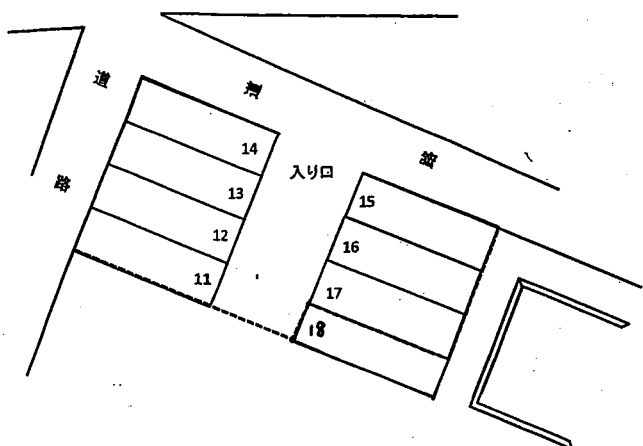
仲介人

氏名:
住所:
極度額:
免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号
主たる事務所: 埼玉県さいたま市南区白鶴3-12-15
商号又は名称: 有限会社埼玉ホーム
代表者: 里中 宗一郎
宅地建物取引士: 登録番号
事務所名: 有限会社埼玉ホーム 電話: 048-661-5331
所在地: 埼玉県さいたま市南区白鶴3-12-15



栗原辻4丁目駐車場

所在地/さいたま市南区辻4-12



整理番号

73

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年10月31日	支出額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 11 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

②(80,000 + 440) × 90%

③事務所賃料 11 月分

⑤口座名義:オガワヒサシ

※ 別紙

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械 処理番号	銀行番号
051031	059	010071	0133#
種別	店舗番号	口座番号	
09		***	
お取引内容	手数料	お取引金額	
お支払		¥80,440	
お取引時刻	お取引後残高		
10:41	*****		
依頼人 オガワヒサシ 様			
振込日 05-10-31			
振込金額 ¥80,000			
振込手数料 ¥440			
1031005			
印紙税等納付につき大宮税務署承認済			

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※ 領収書は重ねて貼付しな

※ 領収書を貼るスペースが

(別紙には整理番号(枝田ノミナリ)を)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	フアインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-7 19-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡(登記簿上面積 160.0㎡)

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月
----	-------------	----	-------------	--------

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所	氏名	電話番号
	〒		
管理委託先	住所	氏名	電話番号
	〒		

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	小川 寿士	電話番号	090-8564-7909
住所	〒	電話番号	
緊急時の連絡先	氏名	小川 寿士	借主との関係 本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額 75,000円	権利金	(別途消費税 -円)
管理費及び共益費	月額 5,000円	礼金	(別途消費税 -円)
修繕料 (区分No.-)	月額 付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分 -円
	月額 (別途消費税 -円)	保証金	賃料の3ヶ月分 225,000円
	月額 (別途消費税 -円)	保証金償却	償却時期 無償 (別途消費税 -円)
	月額 (別途消費税 -円)	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税 -円)

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。
支払期限	振込先 (振込料借主負担)
	金融機関名

(8) 連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用について

保証形態	個人による連帯保証 □ 家賃債務保証会社による保証
連帯保証人	住所 氏名
保証会社	氏名

(特約条件) 本契約の特約については、下記の通りとする。

- 乙は更新する際、更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。なお、賃料の改定に伴い、保証金に差額が生じた場合は、その差額を預入又は返金するものとする。
- 第9条第1項の相当の期間は3ヶ月とする。
- 第11条第1項にかかわらず、原状回復をこの負担で行うものとする。
- その際、甲の指定業者で行うものとする。
- 外看板を使用する際は、使用料が発生します。
- 平成22年11月の新賃貸借契約の直後に、甲と乙は借主名義を「小川ひさしと歩む会」から小川寿志に変更した。平成25年の更新時に書面の借主名義と敷金預託の名義を変更する。なお、連帯保証人は、借主の名義と敷金預託の名義を小川ひさしと歩む会の使用時からとする。

本物件登記簿に記載された現在事項の前契約時からの変更	□ 有 □ 無
変更内容	

下記賃主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約各条項及び特約条件を確認の上、締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

賃主(甲) 住所 〒 2022年 9 月/3 日

代理人 東京都町田市森野1-8-3 朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司

借主(乙) 住所 〒

氏名 小川 寿士 電話番号

契約更新業務代行業者 国土交通大臣免許(13)第2135号 東京都町田市森野1-8-3 朝日リビング株式会社 業務担当者 担当営業所 朝日リビング大宮営業所

整理番号

88

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年10月31日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(11月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

05-10-31	.送金	*110,000	IB	■■■■■■■■■■
05-10-31	.手数料	*165		

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③ 事務所家賃(11月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

各 位

貸主名義変更により、2023 年 10 月振り込み(11 月分)
から下記に変わります。

・名義

今後とも宜しくお願い致します。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田豊介 (以下「乙」という。)は、この契約書により、
頻りに表示する不動産に、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結
した。

第1条 目的物件の表示

名称	住居ビル	1階 1
所在地	(住居表示)埼玉県市宮本町10-26	区画番号()
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
用途	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡ (現況建築)	
附属施設	公営水道・東京電力	

第2条 事業内容 (具体的に記述すること)

県議会会派事務所

第3条 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

第4条 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3ヵ月分)	水道代	2,000円

その他の条件

貸与する建物の敷金	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで
賃料等の支払方法	口座振替

第5条 緊急連絡先

(氏名)町田 豊介
緊急連絡先 (自宅)TEL (勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL

第6条 貸主及び管理業者

貸主 氏名 住所
管理業者 貸主自主管理 所在地 TEL

第7条 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円通帯保証人	氏名 住所	3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)
円家賃債務保証業者の提供	円家賃債務保証業者	主たる事務所所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL: 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
円保証人	円保証人	保証人住所	国土交通大臣 () 第 号

第8条 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

第9条 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所等出賃する(営業用)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法、その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を行うものとする。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に入会しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は換装物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

整理番号

220

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

8,910 × 90%

支出年月日	5年10月31日	支出額	8,019 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場代 11月分 (白幡6丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。⑧ 埼玉りそな銀行
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。RISONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	05-10-31	13:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円 円 円		

③事務所
駐車場代11月分
(白幡6丁目)

お受取人 ご依頼人	お振込明細またはご案内	
	サイタマリソナ	
	ムサツウラフ	
	普通 5207769	
	カ) ツツ" コウサン様	
	登録番号 0007	
	キムラ イサオ様	
	電話番号	印紙税申告納
	取扱番号 310025	付につき浦和
		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



駐車場賃貸借契約書

《駐車場名：第4バストパーキング》

※駐車位置NO.

- 所在 さいたま市南区白幡6丁目1384、1385番
- 賃料 1ヶ月金7,500円也(別途消費税750円)
- 管理料 1ヶ月金 500円也(別途消費税 50円)
- 月額合計 金8,800円也

● 敷金 金 8,250円也

● 駐車車両 車種: トヨタ / P 色: シルバー

ナンバープレート番号:

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間) 期間は、令和5年1月10日より令和6年1月9日
送向う1年間とする。但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物
建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
- 第2条 (賃料) 賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととす
し、万一1ヶ月以上滞納した場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催
告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡しするものとする。尚、賃料の
振込手数料については、乙の負担とする。
- 第3条 (敷金) 乙は、賃料の支払いを担保するため頭書のとおりの敷金を無利息にて
甲に預託するものとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から
差し引くものとする。
- 第4条 (通知義務) 乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両
を変更する場合には、予め甲に申し出て承諾を得なければならない。乙は車
面変更後、停泊無く甲に車検証の写しを提出しなければならない。又、賃借
権(善管注意義務) 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により
危険物として指定されている物件の持込みをしないこと。また、地震等による損害
(免責) その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
- 第5条 (損害賠償) 乙又はその代理人・使用者・同乗者等の責に帰すべき損害
並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。き
事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、
その損害を賠償しなければならない。
- 第6条 (賃料改定) 甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場
事情の変動等により、値上げできるものとする。解除する時は、2ヶ月前に互
(解約予告) 甲・乙双方の都合により本契約を解約するものとする。尚、乙が明
いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡し完了するものとする。乙が明
渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料
の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
- 第7条 (管理料) 管理料については、管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。また、乙
は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、
振込手数料については、乙の負担とする。
- 第8条 (駐車位置) 駐車位置は別紙赤枠内とする。
- 第9条 (禁止事項) 駐車場内での駐車中のアイドリングは禁止とする。
- 第10条 (税法改正) 税法改正等により、消費税そのものの変動及び課税対象範囲の見直し
等があった場合には、改正が実施された日より適用されるものとする。
- 第11条 (放置車両) 賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置
があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異
議はないものとする。

反社会的勢力でないことの誓約条項

- (反社会的勢力の定義)
- 第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を承諾する。
- (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名称を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は借金を毀損する行為
- (禁止事項)
- 第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
- (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
 - (2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 - (3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。
- (契約の解除)
- 第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の誓約に反する事実が判明した場合
 - (2) 本誓約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
2. 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

※振込先

令和5年1月3日

貸主(甲) 住所 氏名

借主(乙) 住所 氏名

氏名 木村 悠未

電話 092-824-2111

管理先

勤務先住所 埼玉県市浦和区高砂 3-15-1

勤務先電話 048-837-0227 / FAX 048-837-0311

さいたま市南区白幡4丁目29番12号 M2ビル1F

株式会社 盟 豊 地 興

TEL 048-837-0227 / FAX 048-837-0311



令和5年7月3日

管理会社変更のお知らせ

木村 勇夫 様

さいたま市南区根岸 5-18-15
株式会社 辻興産
代表取締役 大野 時範

拝啓

時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

さて、現在お借り頂いております下記駐車場の管理会社が弊社、
株式会社 辻興産 へ令和5年8月1日より変更になります。
まずは書面にてご挨拶申し上げます。

今後の管理は、弊社が引き継ぎますので宜しくお願い致します。
お預かりした敷金も引き継ぎ致しますのでご安心下さい。

ご不明な点、駐車場の管理等でお気付きの点がございましたら、お気軽に
ご連絡ください。

敬具

記

駐車場所在地 : さいたま市南区白幡 6 丁目 1384, 1385 番
駐車場名称 : 第 4 ベストパーキング
駐車場所有者 : XXXXXXXXXX
管理会社 : 株式会社 辻興産
さいたま市南区根岸 5-18-15
TEL 048-862-8558
FAX 048-838-6488

【8月分より賃料振込先】(7/31までのお振込み分)

埼玉りそな銀行 武蔵浦和支店 (普通) 5207769

名義人 : カ) ツジコウサン

以上

整理番号

221

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年10月31日	支出額	106,610 × 90% 95,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 11月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	05-10-31	13:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥106,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
万円 千円 円		

③事務所
賃借料
11月分

お振込明細またはご案内	
おサイタマリツナ	電話
ムサツウワ	
普通 1438189	
1) ハックアツフ様	
登録番号 0002	
キムラ イサオ様	
ご依頼人	
電話番号	印紙税申告納
取扱番号 310003	付につき浦和
	税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

- ※ 領収書の正しい貼り付け方。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)と借主 木村勇夫 (以下「乙」という。)は、以下
の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	バックアップ	1階101号
所在地	(住居表示) さいたま市南区白鶴6-12-1	
建物	(登記簿) さいたま市南区白鶴六丁目1294番地12	
種類	木造/鉄筋コンクリート/2階建/全4戸	
面積	店舗・事務所	新築年 昭和57年11月
附属施設	33.81㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額96,000円	管理・共益費	月額18,000円
家賃	(別途消費税相当額9,600円)	敷金	(別途消費税196,000円)
保険料	28,430円		(受領済)
附属施設料	月額 (別途消費税相当額)円	保証金	(賃料1ヵ月分)円
償却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本数		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月	日まで	
賃料等の支払方法	口座振込		
の支払方法	□特 参 持 参 先 委託会社名		
	□口座引落		

頭書(5) 借主緊急連絡先

事業用賃貸借契約書(事務所)1/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

氏名	木村 勇夫
緊急連絡先 (担当者)	(自宅)TEL (勤務先)TEL 068-824-2111 (会社名・部署名) 埼玉県庁 (携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 (有)バックアップ
住所	さいたま市南区文蔵4-29-13
管理業者	商号又は名称 (有)バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
-----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	□連帯保証人	氏名	住所	担保額
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□家賃債務担保	証書番号	主たる事務所所在地	日本セーフティ株式会社 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階
	□家賃債務担保	証書番号	国土交通大臣(2)第8号	

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヵ月分(税別)を甲に支払うものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)2/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

整理番号

55

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年11月1日	支出額	89,383 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	11月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 11月分事務所家賃として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$99,314 \times 0.9 = 89,383$$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

照会口座 支店 普通

照会期間 2023年11月1日

絞り込み 全取引

2023年11月6日 18時50分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2023年 11月1日	99,314円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通

お預り金額合計:

円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 泉津井 京子 (以下「甲」という。)と
借主 扶桑管理サービス株式会社 (以下「乙」という。)

名 称	第一柏谷ビル	1階
所在地	埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号 (住居表示)	
種 類	事務所	805番1の2 (登記簿)
構造	鉄骨造陸屋根	階 数 3階建1階部分 専有面積 壁芯49.32㎡
物件の所有者	氏 名	
借主	氏 名	せんつい 京子後援会
使用目的	事務所	業種 選挙事務所
連帯保証人	氏 名	
住 所	住所	
家賃債務保証業者名	家賃債務保証業者名	主たる事務所の所在地
家賃債務保証業者登録番号	家賃債務保証業者登録番号	
担保の方法	家賃債務保証業者の提供する保証	
賃借の担保 (2)		
月 額	契約時一時金	
家賃 月額 117,700 円 (うち消費税 10,700円)	数 金	321,000 円 (無利息の約定)
合 計 117,700 円	合 計	556,400 円
保証金の償却 (総額) 0円 (うち消費税) (0円)	(総額) 0円 (うち消費税) (0円)	
その他の 特になし	(償却分は、償却時から10日以内に償却しなければならぬ。)	
契約の種類	事業用建物賃貸借契約	更新可 契約当初預り敷金又は保証金 321,000 円
契約期間	2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間	
更新料	新賃料の1ヶ月分	敷金・保証金の返還時期 本物件の明渡後60日以内
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。	
賃料の支払方法	銀行名：みずほ銀行 支店名：立川支店 口座振替 口座種別：普通 口座番号：2236980 振込金額合計 117,700 円	
支払の支払期限	翌月分を毎月 末 日までに前払 (翌月分前払) 支払手数料は借主負担とする。	
貸主が貸主として貸すこと	合 計	本 本 本 本 本 本 本 本 本 本

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各書通を保有する。

記
所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一柏谷ビル 1階

第1条 (賃料の減額)
甲及び乙は、2023年7月 (2023年6月末支払い賃料) より乙が支払う賃料について、月額99,000円 (税込) に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)
甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条 (協議)
甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上
2023年5月1日

賃貸人 (甲) 住所 [住所]
氏名 [氏名]
賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号
氏名 扶桑管理サービス株式会社
賃借人 (乙) 住所 [住所]
氏名 泉津井 京子

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。) は、
2023 年 2 月 15 日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023 年 9 月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目 10 番 1 号

物件名 : 第一粕谷ビル 1 階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/	314 円	
合	計	/	99,314 円

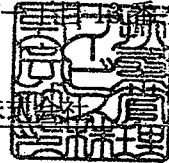
以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町 1 丁目 18 番 10 号

氏名 扶桑管理サービス株



整理番号

56

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	25年11月1日	支出額	8,203 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	11月分 事務所 駐車場料金		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 11月分事務所 駐車場料金として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$9,114 \times 0.9 = 8,203$$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

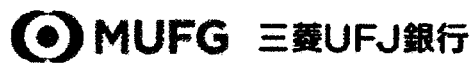
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

56-1



照会口座 [redacted] 支店 普通 [redacted]

照会期間 2023年11月1日

絞り込み 全取引

2023年11月6日 18時50分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2023年 11月1日	9,114円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	[redacted]
[redacted]				

[redacted] 支店 普通 [redacted]

お預り金額合計:

円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	埼玉県入間市豊岡3-806-1			本所に付随していない駐車場は他事で表記している場合があります。
名称	豊岡第1スカイパーク駐車場			駐車位置 No.
契約期間	2023年 6月12日 ~ 2025年 6月11日		まで 2年間	
車種	ナンバー・車体色	ナンバー	車体色	
月 額	駐車料 8,800 円	契約時一時金 札 金 0 円	(無利息の約定)	
	口座振替手数料 314 円	0 円	本契約締結後は返還されません。	
	上記の駐車料・口座振替手数料は消費税10%を含む。		駐車場外手数料 8,800 円	(消費税10%を含む)
更新料	0ヶ月分	更新事務手数料	新賃料の1ヶ月分	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月をもって発生する。
契約当初預り金	0 円	借主の解約権	1ヶ月	をもって発生する。
賃料の支払方法並びに支払期限	引落	銀行名: 〇〇〇〇〇〇 支店名: 〇〇〇〇〇〇 口座番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	引落金額合計	9,114 円
	当月分を毎月 1 日までに当月払	振込・引落手数料は借主負担とする。		

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。
- 第1条 1 賃借契約期間及び支払方法は、領書記載の通りとし、支払期日までに賃料を支払うことにより、乙は賃料を継続する意思があるものとする。尚、賃料や更新料等の支払に関する振込手数料及び口座振替手数料は乙負担とする。また、賃料が1ヶ月に満たない場合は当月の日数で日割計算とする。支払期日が金融機関休業日の場合はその前日に支払うこと。
- 2 支払の領収は金融機関の振込票等をもって証とし、甲及び仲介人は領収証・請求書を発行しない。
- 3 賃料等が滞り続いた場合(口座振替が行えなかった場合も含む)、乙は仲介人に領書記載の滞り事務手数料を、甲へ年14.6% (1年を365日とする)の割合による遅延損害金を支払うこと。
- 4 乙は賃料等の支払いを、期間満了日または解約日または1ヶ月分の賃料を支払うこと。
- 甲は契約期間中であっても公租公課、諸物価、社会情勢の変動あるいは契約事項の変更等により、1ヶ月の予告期間をもって賃料の増額を請求することが出来る。
- 第2条 1 領書の契約期間が満了となった場合は、甲乙協議の上本契約を更新することが出来る。
- 2 乙は契約更新の際には契約書面の書換え、変更事項の告知を行い、領書の更新料(または更新事務手数料)を、甲(または仲介人)へ支払うこと。手続は期間満了日の1ヶ月前までに行うこと。
- 3 乙は更新時に賃料その他の債務がある場合は、期間満了日までに精算すること。なお、合意更新・法定更新にかかわらず、乙は所定の更新料及び更新事務手数料を支払うものとする。万一、期間満了日までに更新手続未完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車両を撤去の上即日明渡すること。
- 4 仲介人の口座振替システムを利用する場合、更新月に賃料と更新料を引落すことに予め乙は了承のこと。万一、引落が出来ない場合は仲介人の指定期日迄に振込にて支払うこと。
- 5 乙は期間満了にて解約をする場合も1ヶ月前までに解約通知を甲(または仲介人)に提出のこと。
- 敷金は領書の金額とする。甲は契約時に乙より受領した敷金について、本契約が終了し乙が甲に本物件を完全に明渡しした場合に限り、明渡し後1ヶ月以内に、債務を差引いた現金を振込にて乙に返金する(返金の際の振込手数料は乙負担)。また、乙は、甲の書面による承諾無くして、敷金返還請求権を第三者に譲渡することは出来ない。なお、この敷金をもって滞り賃料等の債務と相殺することとはできない。
- 1 駐車場内の乙車両の管理及び第三者の無断駐車排除・事故・盗難・物損・除雪・落雪等は乙の責任において最寄の警察署等に連絡を行い対応することとし、甲及び仲介人は乙に対し何らの責任を負わない。
- 2 駐車場の位置は甲が任意に指定・変更できる。
- 乙は駐車場内の施設に損害を与えた場合、直ちに甲又は仲介人に連絡を行い、甲に対し速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 乙は下記の行為を行ってはならない(禁止事項)。
- ①本駐車場内及び出入口で他車出入の妨げ、駐車場利用者・近隣に迷惑をかける行為をすること。
- ②頭等・二等・三等の乗客を乗車すること、改造車・事故車・故障車等を駐車すること。
- ③消防法により危険物に指定されている物品を駐車場内に持ち込むこと。
- ④第三者に賃借権の譲渡・転貸・名義貸しを行うこと。また、不動産や固定物を置くこと。
- ⑤政治団体・宣伝カー・トラック及び駐車位置以上の大きさの車を駐車すること。
- 1 甲または乙が本契約を解約する場合は書面にて、1ヶ月前までに相手方に対し通知し、通知後1ヶ月(1ヶ月以上の場合はその指定した日)をもって乙は本駐車場を明渡すものとする。また、乙は1ヶ月分の賃料を支払うことにより即時解約することができる。

第9条 2 乙が本契約を解除する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出のこと。

1 乙において、乙が本契約を解除する事由が生じたとき、甲は通知・催告をせず直ちに本契約を解除できる。

1 甲は乙が賃料の支払を1ヶ月なりとも怠った場合、乙が本契約に定める条項の一つでも違反した場合、乙が申込書及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として滞り賃の敷金及び日割賃料は返金しない。

2 乙が賃料の支払を2回連続して遅延した場合(口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合)、賃料の支払能力が無いものとみなし、本契約を解除できる。

3 本契約を解除したにもかかわらず指定期日までに未払い賃料全額を支払わなかった場合。

4 乙が解雇し、または破産・民事再生・会社整理・会社更生法の申し立てがあったとき。

5 乙が後戻り開始、保証開始の権利を受け、または刑事事件に關する等社会的信用が失墜したとき。

6 乙が暴力団もしくは極左・極右等の反社会的暴力集団(以下「暴力団」という)の構成員、又はこれらの支配下にある者(関係者)と判明したとき。

第10条 1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場から自動車等の一切の動産を撤去し明渡すこと。

2 乙は甲からの明渡しに際し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。

3 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場を甲に明渡さない場合、乙は明渡し完了までの賃料の倍額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲は乙の費用で本物件上の乙の自動車等の動産を撤去・処分できる。乙はこのような場合、本駐車場にある乙の自動車等の一切の動産について所有権を予め放棄するものとし、甲がこれらを手配することにより一切廃棄し立てしない。

第11条 乙は下記記載の車輛以外本駐車場を使用してはならない。万一買替等で変更の際は、予め甲、又は仲介人に事前に書面にて変更申請の申請をし承諾を得なければならぬ。また、自動車検査証の写しを提出すること。なお乙の住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。

第12条 本契約書では車庫証明の発行は行いません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに発行手数料と乙が3,300円を支払うこと(発行手数料は仲介人で行います)。

第13条 本契約が居住建物に付随する専用駐車場の場合、部屋の賃貸借契約解除の際本駐車場も解約とする。

第14条 本契約の期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場新規契約の事務手数料として3,300円を支払うものとする。尚、区画の変更に伴う契約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新規契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。

特約条項 本契約更新時(合意更新・法定更新を問わず)は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。税法の改正により増徴税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発行手数料、区画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費税率等相当額は変動後税率により計算する。

下記貸人(甲)と借人(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

貸主(甲)	住所 〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	TEL 〇〇〇〇 〇〇〇〇
借主(乙)	住所 〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	TEL 〇〇〇〇 〇〇〇〇
仲介業者	氏名 〇〇〇 〇〇〇	印
免許番号	東京都知事(3)第91243号	所在地
所在地	〒 196-0015 東京都昭島市昭和田1丁目1番1号	代表者
商号	扶桑管理サービス株式会社	電話
代表者	中村 重昭	0570-003-230
電話	042-546-4500	FAX
登録番号	宅地建物取引士	印
氏名	〇〇〇 〇〇〇	印

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023 年 6 月 12 日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023 年 9 月分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1

物件名 : 豊岡第 1 スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

[REDACTED]

整理番号

91

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1: 調査研究費	2: グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費	5: 広報費
	【経常的経費】		
	6: 人件費	⑦ 事務所費	8: 事務費
	9: 資料購入・作成費	10: 交通費	

支出年月日	R5 年 11 月 / 日	支出額	10,949 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所 駐車場 (11月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田 皇介

05-11-01	送金	*12,000	IB トラ ハルオ
05-11-01	手数料	*165	

12165 × 0.9 = 10,949

※ 旧口座に間違えて
振込みをしてしまいました。
先方と連絡をとり、対応済みです。
(12月分の駐車場代より
振込先の変更が完了しています。)

③ 事務所 駐車場 (11月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

村パーキ 駐車場賃貸契約書

村 田 春 雄
上尾市宮本町7番15号
貸主 電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは、
次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8					
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番					
3	車 両	車 名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)		
		フォジョー ステーション ワゴン 青	[黒塗り]				
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 12	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日	至 2020 年 10 月 8 日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担			賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 米/ヶ月前予告 解約可能 賃借人 米/ヶ月前予告 解約可能					
9	保証金	金 12,000円 円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還					
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。					

契約日	2019 年 10 月 9 日
貸主	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号 村 田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号 町 田 皇 介 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26 048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号

91 - 1

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉県信用金庫

口座番号

口座名義

2023年8月21日

ヤマトラパーキング
宮本町 8-8

整理番号

77

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年11月1日	支出額	178,088 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 11 月分 $222,610 \times 0.8 = 178,088$		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

口座名義: 辻 浩司

【使途】

事務所賃料 11 月分

【振込先】



口座名義:



6	05-11-01	.送金	*222,500	ATM	
7	05-11-01	.手数料	*110		

※ 不足分 3000 円は後日支払いました。
(この分は充当いたしません)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用する
こと。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

(物件表示)

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B 号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨	造 3 階建の内 1 階
賃 借 面 積	69.29 m ²	

(原契約の表示)

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日 より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ~ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021年12月28日

甲（賃貸人） 住所

氏名

乙（賃借人） 住所

氏名

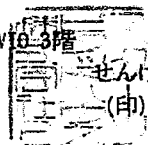
辻 浩司

電話

更新事務取扱業者

所在地
商号

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIEW 3階
スターツビタットハウス株式会社
店長 佐藤 史明



整理番号

69

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	R5年11月1日	支出額	9,900 × 0.9 8,910 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所入口表礼代		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部		

領 収 証		No.
県議会議員 野本いづ子 様 事務所		5 年 11 月 1 日
¥ 9,900		
但し 看板心 上記の金額正に領収いたしました		
収 入 印 紙	文字・絵画・各種看板企画制作 株式会社 スギヤ 昭陽堂社 〒336-0911 埼玉県さいたま市浦和区 2-1-105-3 TEL 048-737-5985 FAX 048-737-6196 登録番号:T5030001004406	内 訳 現金 小 切 手 振込 合計請求No.

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

$$9,900 \times 0.9 = 8,910$$

整理番号

65

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	R5年/1月2日	支出額	100,157 × 0.8 80,126 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 // 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

口座名義人: 細川 威

2023年 11月 2日 105000 送金 18 [REDACTED]

2023年 11月 2日 165 手数料

③事務所家賃 // 月分

④ [REDACTED]

【内訳】

事務所家賃 100,000円
[REDACTED]円

《振込手数料》

$$165 \times \frac{100,000}{105,000} \div 157$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人 以下甲という)と賃借人細川威(以下乙という)は以下の通り建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢2-4-2
名称 岡田医院
専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないこと意思表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10 万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上の通り契約が成立したことを証するため本書2通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1通を保持する。

令和5年5月23日

賃借人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

細川 威

整理番号 102

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年11月20日	支出額	89,139円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(令和5年12月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(93,500円+振込手数料330円)×0.95=89,139円

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 RESONA 埼玉りそな銀行

③事務所家賃(令和5年12月分)

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
79303	05-11-20	14:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥93,500	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥170	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円) (硬貨)			
振込金受取書 お受取人 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 3852306 カ) タイクフトウサン様 タケタ カスヒロ様 電話番号 0486889898 取扱番号 200069 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

合は、別紙を使用すること。

(印刷用紙は至極街方(仮番)を付すること。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

賃貸人(甲) 有限会社イースト商事

賃借人(乙) 武田 和浩

契約要目表

摘要

欄	事項	条	名	所在地	構造	用途	専有部	乗	種	随員事務所
(1)	貸 室	第1条 第2条	イーストコート	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1	鉄骨造	陸屋根	地下0階付	地上2階建		
			区	画	1	階	(000 号室)			
			契約面積	37.20	m ²	(11.25 坪)				
(2)	賃貸借期間	第4条	2020年5月1日	から						
			2025年4月30日	までの	5	年間				
(3)	賃 料	第5条	85,000	円	(別途消費税)	8,500	円			
			月額計			93,500	円			
(4)	共 益 費	第7条	0	円	(別途消費税)	0	円			
			月額計			0	円			
(5)	その他の乙が甲へ支払う月額固定費	第7条	1	円	(別途消費税)	1	円			
			名 目: —	月額計		1	円			
(6)	保証金	第6条	170,000	円	非課税					
(7)	保証金償却	第6条	無							
(8)	賃料等支払先	第8条	金融機関名							
			口座番号							
			口座名義							
	賃料等支払方法		翌月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。							
(9)	更新費用	第4条	乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)							
			乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0 ヶ月分(別途消費税)							
			甲が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)							
(10)	解約予告	第4条、22条	満期、中途にかかわらず本契約を 甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 締結する場合の事前通知 : 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄							
			1. 「原状回復に関する事項」							
(11)	添付書類									

賃貸人(以下「いう。')と賃借人(以下「乙」という。')とは、甲が契約要目表(1)欄記載の賃室を乙に賃貸するにつき、この契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

西 暦

2020 年 3 月 20 日

賃貸人(甲)

住所

氏名

電話番号

埼玉県さいたま市見沼区大宮東門前73-1
有限会社イースト商事
代表取締役 浅子 雄一

賃借人(乙)

住所

氏名

電話番号

運送保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙「賃貸保証委託契約書」による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第6048号

所在地: 埼玉県さいたま市浦和区大宮2番1号

商号・名称: 株式会社 大和不動産

代表者: 代表取締役 小山 隆

【宅地建物取引士】

登録番号:

氏名:

整理番号 103

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2023年11月20日	支出額	15,989円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	来客等駐車場賃借料(令和5年12月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和5年12月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
79303	05-11-20	14:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,500	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥3,170	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)			
万円 千円 千円 円			

振込金受取書 電信

お受取人 ご依頼人	タケタ カス ヒロ様
	電話番号 0486889898 取扱番号 200002

※

記

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※

※ 領収書は、振込金受取書と併せて提出してください。

印紙税申告納
付につき、
税務署承認済

。い場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

だし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう
(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

駐車場使用契約書

頭書さに表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。
(以下「甲」といふ。)と借主武田和浩事務所(以下「乙」といふ。)

圖書(1) 駐車場の表示

計算書の 表示の	所在地	346-8 さい	特定場所	No. ■ No. ■
	名称	松井神社車庫		

來客用 (事務所使用者)

車種・ 車名型式	登録番号	来客用 (事務所使用者)

讀者(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 [redacted] 令和5年 [redacted] 日までの [redacted] 年 [redacted] 月 間
目的物件の引渡し開始	年 月 日

圖書(4) 資料・獎金

資料(駐車場利用)	1号 660 円 (40日間) 2号 411 円 500円
取金	金 0円
支払方法	支払期限： 毎月 月末 までに翌月分を支払う 金融機関 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED] 口座名義人 [REDACTED] TEL: [REDACTED]

圖書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名		住所	
管理業者	商号又は名称 水村商事有限公司 埼玉県さいたま市見沼区東門前4番地3 TEL 048-684-8641			
所在地	貸貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣(2)第 8016 号			
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会 貸貸住宅管理業者登録番号 4354		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名		(賃貸不動産管理士：登録番号)	

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

預審(6)連帶保證人

所有者	氏名	
	住所	

氏名

送附保証人	氏 名	※
	住 所	
	極度額	円

図書(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を媒介業者へ支払うものとする。

損害(8) 特約事項

- ・相続が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
- ・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名	TEL	TEL
	住所		
	商号	TEL	
乙・借主 (法人の場合)	代表者名		印
	住所		
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL	
	住所		
丙	氏名	印	TEL
連帯保証人	住所		
	極度額	円	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 水村商事有限公司	代表者 水村 光一	
	事務所所在地 TEL 048-684-8641		
	免許証番号 埼玉県知事 (14) 4120 号		
宅地建物 取引主	氏名	登録番号	号
	業務に従事する事務所名 水村商事有限公司		
	事務所所在地 埼玉県さいたま市見沼区黄門前4-3		
	TEL	048-684-8641	

※印は実印

整理番号

94

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年11月21日	支出額	10,049 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティ(10月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田 皇介

'05-11-21	.送金	*11,000	IB タイウカンサイ
'05-11-21	.手数料	*165	

$$11,165 \times 0.9 = 10,049$$

※ 緊急対応分5500円は
11月分とあわせて支払い

③ 事務所セキュリティ 10月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日守町1-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO. 0077229

登録番号：T1030001005250

町田 皇介

様

お客様コード	日 付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
	2023/10/31	末	0131	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調 整 額	繰 越 額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
	11,000	0	0	15,000	1,500	16,500

日 付	伝票番号	取引区分	商 品 名	数 量	単 価	金 額
2023/10/31	95245	掛売上	機械警備料(10月分)	1.00ヶ月	10,000	10,000
		掛売上 現場	緊急対応 10/10出勤分 まちだ皇介事務所	1.00回	5,000	5,000
			(税率10%)		[御買上額] [消費税等]	15,000 1,500

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太陽管財株式会社 警備本部

氏名 町田 多行 様

契約内容確認日 令和5年5月1日

業務対象施設	名 称	上尾市宮本町10-26		
	所在地	上尾市宮本町 10-26		
商 品 名	機 器 費 備	プラン	() お買い上げ・(✓) レンタル	
業務開始予定日	5 年 5 月 1 日	業務遂行期間	業務開始から 5 年 0 ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・ 銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号

82

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年11月22日
支 出 額	15,400×90%=13,860円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(12月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘

賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃貸の目的物

名称	P所沢東新井町-01	CD	
所在地	埼玉県所沢市東新井町262-5		

2. 契約期間

年	2023	年	03	月	10	日	年	2025	年	03	月	31	日
---	------	---	----	---	----	---	---	------	---	----	---	----	---

3. 賃料等

月額賃料	7,200 円 及び消費税	支払期日	毎月末日迄に翌月分を支払う
契約事務手数料	賃料の1ヶ月分及び消費税	支払方法	振込
更新事務手数料	更新賃料の1ヶ月分及び消費税	更新期間	
その他(一時金)	保管場所使用承諾証明書発行手数料 3,000円及び消費税	入居者名	

4. 管理会社

名称	株式会社いるま野サービスほ台店	所在地	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
店舗CD	049-255-1711	月曜日	049-255-6522

5. 駐車場

名称	株式会社いるま野サービスほ台店	所在地	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
店舗CD	049-255-1711	月曜日	049-255-6522

賃貸人 水村 篤弘
 賃借人 頭書1記帳の賃貸借の目的物(以下本物件といいますが)について、以下の条項により賃貸借契約を締結し、その証として、本書3通を作成し各自記名押印のうえ、甲・乙・丙がそれぞれ各1通を保有するものとします。

西暦 2023 年 3 月 10 日

賃貸人(甲) 住 所

氏名・商号

賃貸人(乙) 住 所 所沢市上安松864-4

氏名・商号 水村 篤弘

電話 04-2993-0080

緊急連絡先
(賃借人以外の方)

住 所

氏名・商号

電話

甲の代理人
および仲介人(丙)

住 所

名称 株式会社いるま野サービスほ台店

店長 谷澤 慶太

免許番号 埼玉県知事 (9) 第 13577 号

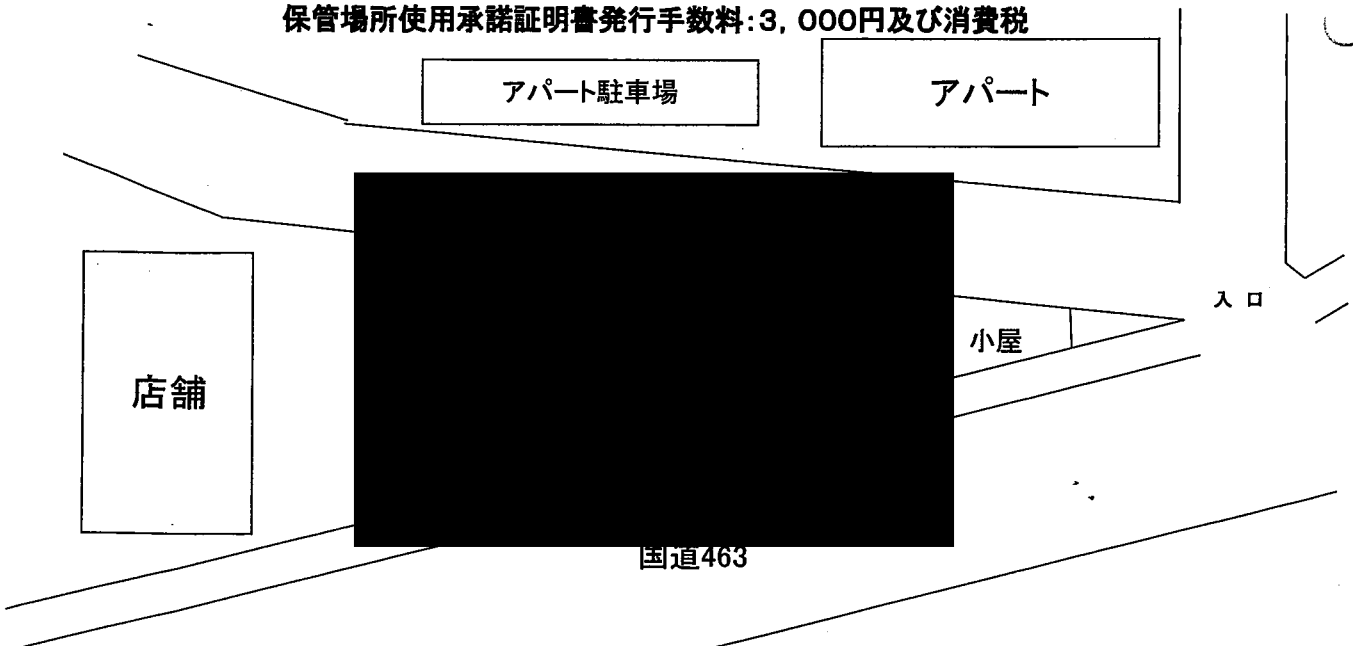
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



整理番号

202

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023 年 11 月 24 日
支 出 額	104,940円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $116,600 \times 0.9 = 104,940$)
使 途	事務所家賃 12月分
支 出 先	 様

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 ふみ子



貸室賃貸借契約書

貸与人 を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

（1）物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市臨田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡（487.82坪）

（2）賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積43.81㎡（13.25坪）

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2ヵ年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

- 賃室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに必要な費用は乙の負担とする。

口座番号：	
名義人：	

第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることはできないものとする。
- 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充當の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を要求することはできないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月/日

甲(貸借人) 住所

氏名

乙(貸借人) 住所

氏名

山根史子

川越市市場460-6

立会人

東京都知事免許(1)第102083号

東京都北区田端五丁目12番11号

西台不動産株式会社

代表取締役 高橋 英隆

登録番号

宅地建物取引士

埼玉県知事免許(4)第20077号

埼玉県川越市東田町8番46号

株式会社アセットホームサービス

代表取締役 内田 親也

登録番号

宅地建物取引士

■建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき) 該当あり・該当なし(該当しないので簡明を省略します。)
建築物が調査の実施の有無(1年以内に実施している場合) 有・無
建築物状況調査の結果の概要

■石綿使用記録調査

石綿使用調査の有無	有・無	
	調査実施機関	調査の範囲
石綿使用調査記録がある場合	調査年月日	
	石綿使用の有無	
調査記録が無い場合	石綿使用の箇所	
	補足情報	

下記調査のうち、今回(①)に石綿使用調査に関する記載を照会致しましたが、いずれからその記載の存在は確認できませんでした。

■耐震診断調査

耐震診断調査対象区分	耐震診断の有無	耐震診断の有無	耐震診断の有無
耐震診断調査対象区分	右のとおり当該建築物は耐震診断対象に該当します	耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合
調査対象に該当した場合	耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合

①耐震診断、または検査済証に記載された確認済証の交付年月日 : 昭和56年5月31日以前の場合には下記調査対象に該当します。
②建築物記録 : 全部事項(建物)に記載された建築確認日 : 平成1年6月4日(発効)
居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物 : 区分所有建築物は昭和58年5月31日以前の場合には下記調査対象に該当します。

■賃貸借条件等

貸借部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月租賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (消費税別除負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (消費税別除負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料に含む	[添付契約書 第6条 参照]
賃料管理費等の支払方法その他の費用負担	賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する方法によって賃借人の指定人へ支払うものとする。 ①賃料・管理費 ※毎月末迄に賃主指定の口座へ振込み ②経費用 (電気・ガス・水道料金) ※別添直接契約 ③電話・インターネット料金 ※別添直接契約 ④火災保険料 (東日本火災海上保険) ※別添契約 保険料18,000円/2年間 ⑤保証金(日本ビクター) ※別添契約 保証料116,600円/初回更新料11,660円/年 ⑥賃借人の滞り滞り ※別添契約 (任意) ⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用 ⑧その他賃借人の負担に属する費用 [添付契約書 第6条 参照]	

整理番号

203

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023 年 11 月 24 日
支 出 額	16,200 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $18,000 \text{ 円} \times 0.9 = 16,200 \text{ 円}$)
使 途	来客用駐車場代 12月分
支 出 先	(有) すまいの市民館

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 ふみ子



駐車場使用契約書

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県川越市東田町7-31
駐車場の表示	名称	奈良 駐車場
	指定場所	No.

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの 2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限：毎月 末日までに 翌月分 を支払う	
支払方法	金融機関： 口座番号： 口座名義人： TEL:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	有限会社すまいの市民館
	所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号：	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と駐車場の所有者、なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
- 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
- 乙の車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
- 本契約解除に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	商号		TEL	
(法人の場合)	代表者名			
	住所			
乙・借主	氏名	山根 中子	TEL 049-235-1689	
(個人の場合)	住所	川越市市場460-b		

宅地建物業者	商号(名称)	有限会社すまいの市民館	取締役	杉田明洋
	事務所所在地・TEL	川越市中原町2-3-2	TEL	049-228-5677
	免許証番号	埼玉県知事(4)第19782号		
宅地建物取引	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所名	有限会社すまいの市民館		
	事務所所在地	川越市中原町2-3-2	TEL	049-228-5677

※印は実印

整理番号

99

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5 年11月25日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 12月分
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

05-11-25 送金

*110,000 IB

05-11-25 手数料

*165

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③ 事務所家賃 12月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

各 位

貸主名義変更により、2023 年 10 月振り込み(11 月分)
から下記に変わります。

・名義



今後とも宜しくお願い致します。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル	1階 1
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26	区画番号()
登記簿	(登記簿)	
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡(現況概算)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

目的物件の引渡し時期	令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3ヵ月分)		水道代 2,000円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座振込	口座振込	
賃料等の支払方法	口座振込	持参先	
賃料等の支払方法	口座振込	委託会社名	

頭書(5) 緊急連絡先

(氏名)町田 皇介	
緊急連絡先 (担当者)	(自宅)TEL (勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 住所	
管理業者	貸主自主管理	
所在地	TEL	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人	氏名 住所	
	極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36ヵ月)	
	家賃債務保証業者の提供	家賃債務保証業者 全保連株式会社	
	主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL:03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083	
	家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号	

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所等出資ミ(営業用建費)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に入社しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 7.自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

整理番号

84

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年11月27日
支 出 額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (12月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借 (更新) 契約 合意書

物件名 : タイびる航空公園 202 号室

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、 2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
 2. 敷 金 210,000 円
 3. 賃 料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
 4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
 5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
 6. 特 記 事 項
1. 原契約の継続について、賃貸人 (甲) と賃借人 (乙) 間の協議が成立したので、本合意書 2 通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定事項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和 3 年 3 月 31 日

貸主 (甲) 住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名 : 株式会社セイワラブック

借主 (乙) 住所 : 埼玉県所沢市上栗松 864-4

氏名 : 水村 篤弘 印 TEL: 04-2913-0080

勤務先住所 : タイびる航空公園 3-15-1

勤務先名 : 埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所 : TEL:

連帯保証人

住所 : 印 TEL:

氏名 : 免許番号 : 埼玉県知事 (3) 第20719号

住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名 : 株式会社セイワラブック

代表者 : 羽迫 務

取引主任者 : 登録番号 :

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

2019年8月31日

管理会社
所沢市喜多町17-12
株式会社セイワラブック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

教員

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替 (前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで 81,000 円

2019年10月分(9/27引落)以降 82,500 円

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落とされます。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合 計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワラブック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
借主手数料 250 円

整理番号 242

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年11月27日	支出額	23,300×90% 20,970 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義人:木村 勇夫

705-11-27 | 振替

*23,300 | DF.チリヨウ

③事務所倉庫費

④株式会社 平和不動産

【内訳】

・倉庫賃貸料 23,100円

・振替手数料 200円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、
甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約 (以下、本契約という) を締結する。

第1条 (使用区分等)

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3 (レンタルコンテナ武蔵浦和・)

レンタルボックス番号：号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条 (使用目的及び範囲)

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条 (期間及び更新)

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条 (月額賃料)

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

(内訳：賃料 円・消費税 円)

第5条 (賃料の支払い方法)

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。
また、乙は口座振替手数料 (1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります) 及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

整理番号

154

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年11月28日	支出額	72,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 12月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000 円

ご利用明細		イオン銀行	
取扱店	機番	取引年月日	時刻
148	77	23.11.28	17:30
銀行番号	店番号	科目・口座番号等	通番
0040		*****	163

③事務所賃料

12月分

お振込み
お取引金額 ¥80,000
振込手数料 ¥0

お受取人
川口信用金庫
本町東支店
普通 #942379
か)アイデアル様

お振込依頼人
シラネ タイスケ様

お取扱日 2023年11月28日

イオン銀行コールセンター
☎0120-13-1089
カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234に至急ご連絡ください。
年中無休24時間受付(通話料は有料となります。)

※ 領収書は

※ 領収書を貼る人へ一人が足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名 称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】			棟	階	号室
	所 在 地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7				
		登記簿	川口市朝日二丁目17番7				
	用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐					
	種 類	☐ マンション ☐ ビル ☐ 戸建 ☐ アパート ☒ 戸建の一部					
	構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建				戸 数	戸
	床 面 積	39.66㎡の一部26.44㎡	間 取 り				
	建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を 年実施）・ ☐ 不詳					
附属施設	なし						

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2023 年 5 月 1 日 から	4年間	目的物件の引渡し of 時期
終期	2027 年 4 月 30 日 まで		年 月 日

(4) 賃料等

賃 料 ・ 共 益 費 (管 理 費)		内 訳 等	
賃 料	月額 75,000 円	(内消費税等 7,500 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円	(内消費税等 500 円)	
	共益費(管理費)には次のものを含む ☒ 上下水道使用料 ☐ 電気料 ☐ ガス料 ☐ その他 ()		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		☐ 当月分を ☒ 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷 金	円	賃料の ヶ月相当分	
保 証 金	円	その他一時金	円
附属施設使用料	円	火災保険料	円
敷引き・保証金償却規定			
そ の 他			
賃料等の支払方法	☒ 振込 ☐ 口座振替 ☐ 持参 ☐		
	振込先金融機関名		預金
	口座番号	口座名義人	
	振込手数料負担者	☒ 借主 ☐ 貸主 持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号① 本	鍵番号② 本	鍵番号③ 本

(5) 貸主および管理者

貸主	氏名	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	住所	川口市坂下町一丁目8番16号モンパルテ202					
管理者	商号または名称	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	所在地	川口市坂下町一丁目8番16号 モンパルテ202					
賃貸住宅管理者登録制度登録番号		国土交通大臣		第	号		
管理担当者	氏名						

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名		
	住所		

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名					年齢	歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係		
	住所			電話	()	
	勤務先			電話	()	
	携帯	()				

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	☐ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います
	☒ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

敷地内駐車場は利用をしないでください。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2023年 4 月 30 日

貸主 住所 埼玉県川口市坂下町1-8-16
モンパルテ202
株式会社 アイデアル
氏名 代表取締役 佐野 恵輔 電話番号 048 (299) 8955

借主 住所 [REDACTED]
氏名 白根 大輔 電話番号 [REDACTED]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理	取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理
免許証番号	埼玉県知事 (2) 第 23268 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	川口市坂下町1丁目8番16号モンパルテ202	事務所所在地	
商号	株式会社 アイデアル	商号	
代表者等	佐野 恵輔	代表者等	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	

整理番号

243

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1: 調査研究費	2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】	
	6: 人件費	⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費	10: 交通費

支出年月日	5年11月28日	支出額	9,200円×90% 8,280円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所駐車場代 12 月分 (辻4丁目)		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義人: 木村 勇夫

05-11-28 | 振替

*9,200 | RKS(サイキョホーム)

③事務所駐車場代/12月分(辻4丁目)

④有限会社 埼京ホーム

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃借契約書

【物件の表示】

名称	栗原辻4丁目駐車場	管理番号	
所在地	埼玉県さいたま市南区辻4-12		
賃借人	木村 勇夫		

【賃料等】(1台あたり)

賃料	月額	9,000 円(うち消費税 0 円)	敷金		円
口座振替代	月額	200 円(うち消費税 0 円)	礼金		円
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)		うち消費税	円
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可	
雑 費	月額	円(うち消費税 円)	更新事務手数料		9,900 円
契約期間	2022年12月28日から 2023年12月24日まで				
支払方法	☐ 持参 ☐ 振込 ☒ 口座振替				
振込先					

【賃料等の支払期日】翌月分を毎月28日迄(翌月分前払)

車 名		証券番号/満期	
登録番号/色	/		/

その他
本契約の締結を証する為本書を2通作成。甲乙及び仲介業者はこれに署名捺印し、甲乙各1通を保有する。
本契約には、特約条項が定められております。駐車場賃借契約約款をご参照ください。

賃借人(甲)

住所: 2021年12月24日
氏名:
電話:

賃借人(乙)

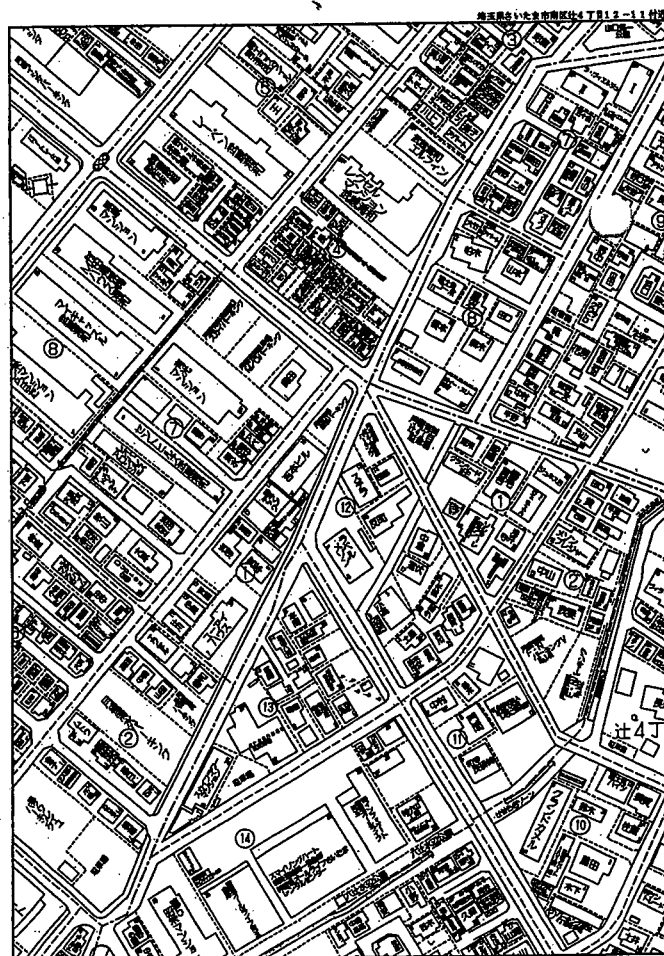
住所: さいたま市南区辻4-20-12
氏名: 木村 勇夫 電話:
勤務先: 埼玉 県庁 住所: さいたま市市役所前3-15-1 048-824-2111

緊急連絡先

住所:
氏名: 続柄 電話:

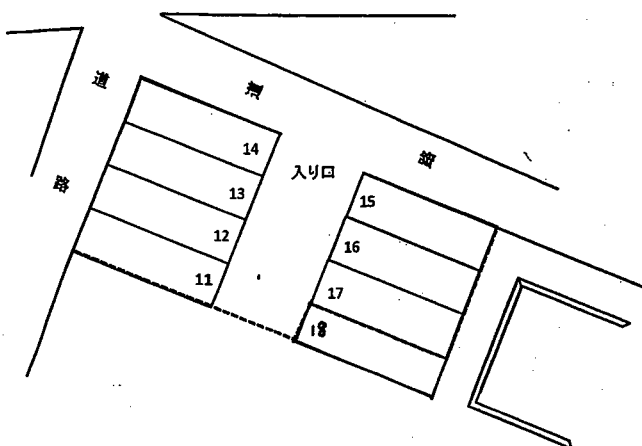
仲介人

種別: 埼玉県知事 (9) 第12149号
免許番号: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15
主たる事務所: 有限会社埼玉ホーム
商号又は名称: 有限会社埼玉ホーム
代表者: 里中 宗一郎
宅地建物取引士: 登録番号:
事務所名: 有限会社埼玉ホーム 電話: 048-861-5381
所在地: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15



栗原辻4丁目駐車場

所在地/さいたま市南区辻4-12



整理番号

83

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	R5年11月28日	支出額	94,710 × 0.9 85,239 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃 12月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部
---------	----------------------

口座名義人: 野本 怜子

1323-11-28 RKS(タイフーンウサ)

94,710

94,710 × 0.9 = 85,239

③ 事務所家賃 12月分

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

発行日 2023年11月04日

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12
グローバル県庁前 201

株式会社大和不動産 管理経理係

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1

野本 怜子 様

エイペックスタワー浦和オフィス西館7階

TEL : 048-833-4800

自動引落開始の御案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表記の件につきまして下記の通り実施致したくお願い申し上げます。

敬具

毎月お引落額: 94,710 円

毎月 28 日(休日時は翌銀行営業日)

(初回お引落予定額: 94,710 円 初回引落し予定日 2023年11月28日)

内訳 (変動費除く)	金額	税額	税込額
グローバル県庁前 201 家賃	86,000 円	8,600 円	94,600 円
合計	86,000 円	8,600 円	94,600 円

口座振替手数料(消費税込)	110 円
---------------	-------

内訳 (変動項目)

引落日前日までに、引落口座の預金残高をご確認ください。
なお、印鑑相違などの書類不備により、お引落の手続きができない場合は、後日書類を改めてご記入いただくことがあります。また、上記記載の通り口座振替手数料がかかりますのでご了承ください。

請求金額: 口座振替手数料110円(うち、消費税額10円) 適用税率10%

弊社のインボイス登録番号: T6030001004982

取引内容: 賃料等を口座振替にて支払う際の口座振替手数料

銀行	みずほ	支店	
口座種別	普通	口座番号	***
フリガナ	ノモトレイコ		
名義人	野本 怜子		

【建物 普通借家契約】

重要事項説明書(事業用)

茲

野本 怜子

宅地建物取引業者	商号	名称	名称
又ほ名称	株式会社大和不動産	名称	名称
代表者氏名	代表取締役 小山 勝一郎	代表者氏名	代表者氏名
主たる事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番 エー・ビー・エス・ビル浦和中央館	主たる事務所	主たる事務所
TEL	048-833-7868	TEL	() () 第 号
免許証番号	埼玉県知事 (12) 第 008048 号	免許証番号	免許証番号
免許年月日	2021年1月23日	免許年月日	() () 第 号
氏名	氏名	氏名	氏名
登録番号	登録番号	登録番号	登録番号
業務に従事する 事務所名	株式会社大和不動産 浦和店	業務に従事する 事務所名	業務に従事する 事務所名
事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エー・ビー・エスビル浦和中央館西館	事務所所在地	事務所所在地
TEL	048-824-1161	TEL	TEL
賃貸借	媒介	賃貸借	媒介

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区九段南1-1-15	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区九段南1-1-15	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区九段南1-1-15	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区九段南1-1-15	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地

名称	フロー・パル前期	区画	2 階 (201 号室)
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12	契約面積	26.6 m ² 8.04 坪
種類	店舗、事務所、居宅、駐車場		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 兩層板 地下 0 階付 地上 7 階建	竣工年月	1971 年 01 月
用途制限	事業用	事務所	県議会議員事務所
主 氏名	有限会社フロー・パル・アイ		
主 住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7		
登記名義人と実主が異なる場合の理由	同一		

1.登記簿に記載された事項		
所有権に関する事項(甲区欄)	所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)	
所有者 氏名: 有限会社グリーンバード 住所: 埼玉県さいたま市浦和区中町2-2-7	所有権にみける権利に関する事項 無	有 添付登記簿謄本参照

2. 抵当権の補正説明
 本物件に抵当権(抵当権補)が設定されている場合、その抵当権(抵当権補)が実行され、競売により買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月以内に明渡しを求めなければならない。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることは出来ません。また買受人より明渡しを求められない場合においても、買受人が新たに貸貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預けを求められることがあります。

更新に関する事項	更新期間及び更新に関する事項
更新に際する事項	契約期間
更新する事項	2025年10月01日から2026年09月30日までの3年間
更新料	1ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。
更新料の支払方法	1ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。(賃貸借契約書第3条参照)

4. 賃料及び賃料以外に接受される金額					
項目	金額	別途消費税	項目	金額	別途消費税
賃料	月額 86,000 円	8,600 円	仲介手数料	66,800 円	6,880 円
共益費	月額 0 円	0 円	保証金	430,000 円	非課税
	月額 1 円	1 円	礼金	86,000 円	8,600 円
—	月額 1 円	1 円	保証金の償却	無	
			賃貸保証委託料	無し	
			更新保証委託料	無し	
支払方法	振込み又は口座振替	毎月	末日までに翌月分を支払うのとなります(特修・債務の為、振込み費用等は借主負担)		

5.水道	電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況	
上水道	さいたま市水道局電話受付センター	046-665-9220
電気	東京電力エナジーパートナー(株式会社(埼玉局))	0120-955-441
ガス	無し	
下水道(排水)	本下水	

6. 本物件の設備の整備状況				
設	備	備	考	
エレベーター		1基		
オートロック				
オール電化				強き電力で壊れ動かしてあります。前日までに電力契約必須
自動火災報知設備				
消火栓				
建物使用時間	24時間使用可能			
TVアンテナ	一本	フイボウ GAM-2MK		
温水洗浄便座		INAX CW-D11	2020年製	
給湯キッチン				
IHクッキングヒーター		CH-11B		
電気温水器		INAX EHPN-H13N1		
エプロン(洗濯物)		津 ダイキン F40TSP-W	2009年	
照明器具付(電球は借主負担)		洋×4		
火災警報器		洋×1		
電気 電灯(調三)100V	専用メーター			
水道	専用メーター			
火災報知器	感知器	2ヶ所		
ミニキッチン				
給湯室	換気扇			
事務所	換気扇	1台		
トイレ	換気扇			
トイレ洋式				

7. 建築物建築の工事完了時における形状、構造等（未完成物件のとき記入）
完成物件につき該当なし。

8. 契約の解除に関する事項

借主の解約予告

1. 借主が賃貸借期間の途中で賃貸借契約を解約しようとするときは、貸主に対し解約日の 3 月分前迄に書面により解約する旨の通知をしなければなりません。

2. 借主は、前号の通知に代えて、貸主に対し、賃料の 3 月分相当額の金銭を支払うことにより、即時に賃貸借契約を解約することにより、いつでもよいとす。

賃貸借契約書第26条参照。

9. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項
1. 借主は、借主又はその同居人の故意又は過失により本物件を毀損若しくは消滅し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償するものとします。
2. 契約解除通知後の明渡し期日の遅延による貸主の損害は借主が責めを負うものとします。
賃貸借契約書第12条、第19条、第24条、第28条、第29条参照。

法令に基づく制限の概要	法令名	内容
新住宅市街地開発法	無	新住宅市街地開発法第33条1項…新住宅市街地開発事業の工事完了の公告の日翌日から起算して10年間は、造成宅地等その上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
新都市基盤整備法	無	新都市基盤整備法第51条1項…換地処分があった旨の公告の日の翌日から10年間は、開発事業地区内の土地、工業団地造成集積地等通行するべき土地を除くは、その土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
流通業務市街地整備法	無	流通業務市街地の整備に関する法律第38条1項…流通業務新団地造成事業にかかわる工事完了の公告の日翌日から起算して10年間は、造成宅地等その土地の上に建築された流通業務施設等公益施設施設に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者は、都道府県知事の承認を受けなければなりません。
農地法	無	農地法第31条1項…田から未開墾地等の荒廃を受けた者が、開墾を完了すべき時期から3年を経過する前において、その荒廃を受けた土地等につき所有権の移転や用益権の設定・移転をする場合には、当事者は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

11. 支払金または預り金の保全措置を講じているかどうか		講じません。	
12. 本物件が造成宅地防災区域内か否か		造成宅地防災区域	
13. 本物件の存する区域		土砂災害警戒区域	
14. 本物件が津波災害警戒区域内か否か		津波災害警戒区域	
15. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建築物の所在地		水害ハザードマップの有無	
		洪水	
		雨水(出水(内水))	
		高潮	
16. 石綿使用調査内容		調査結果記録の有無	
		無	
実施機関		調査期間	
調査年月日		使用の有無	
備考		本物件のうち建物について、アスベスト(石綿)使用の有無に関する調査結果の記録が保存されているかについて貸主に問い合わせたところ、記録は無いと回答されております。	

17. 耐震診断の有無		無	
実施機関			
調査年月日			
調査結果			
内容	備考		
	全部事項証明書(建物登記簿)の竣工年月日: 1971 年 01 月 31 日 (居住用建物は昭和56年12月31日以前のもの、事業用建物、区分所有建物は昭和58年6月31日以前のは調査対象となります。但し、耐震診断の実施自体を行うことを義務付けたものではありません。)		

18. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)		無	
調査実施の有無		既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、開示します。	
内容			

19. 用途その他の利用の制限に関する事項		区分所有建物の専有部分の制限に関する規約等		その他	
用途制限		—		貸貸借契約書第2条参照。	
利用の制限		—		賃貸借契約書第15条参照。	

20. 敷金・保証金の精算に関する事項
賃貸借契約書第10条参照
敷金・保証金は本契約の履行に充てられ、貸借人が貸借を完全に明け渡し、賃借人の賃借人に対する一切の債務に充当したあと、なお残額があれば、賃借人はこれを本人に60日以内に返還します。

21. 金銭の貸借のあつせん	あつせんによるあつせんはありません。
22. 管理の委託先	氏名(商号又は名称) 株式会社大和不動産 管理課 住所(主たる事務所の所在地) 〒111-0111 東京都中央区銀座2-1-1 エ/ペリカナビル 浦和中央館202 0120-319-208 電話番号 管理業務の委託先 さいたま市浦和区高砂1丁目2-1 エ/ペリカナビル 浦和中央館202 0120-319-208 登録年月日及び登録番号

23. 注意事項
1. 賃料・共益費・仲介手数料・その他諸費用は、別途消費税込で毎月1日までに支払うものとします。
2. 本契約に基づいて借主が貸主に支払う賃料・共益費・その他諸費用等につき、消費税等は、地方消費税は、借主の負担とし、借主はその法定税率に依り賃料・共益費・その他諸費用等に計算して貸主へ支払うものとします。
3. 借主のその用途に伴い、消防署などから指摘された事項は、借主の費用負担にて対応してください。
4. 本物件の用途地域は、商業地域です。
5. 本契約の連帯保証人の保証額は、3,405,600円です。
6. 借主は本契約の締結に先立ち、民法465条の10第1項各号に規定する、借主の財産状況等に関する情報を連帯保証人に必ず提供してください。
7. 本物件の面積は、登記簿記載の面積ではなく、万一実測した面積と異なっていた場合であっても、そのことに起因する賃料等の増減はありません。
8. 借主はその使用目的のために、防火、防犯、警備、保安等へ許可または届け出が必要となる場合には、借主は費用負担と責任において、行う必要があります。
9. 借主は賃料・共益費・仲介手数料・その他諸費用等から生じる貸主への債務を担保するために、借家人賠償責任保険の加入を義務付けさせていただきます。
10. 借主は本契約の締結に先立ち、本契約が終了し退去するまでに、本物件の「原状回復(修繕)」に依り「原状回復工事」を施工し、本物件を貸主へ明け渡してください。なお、その費用は経年劣化や自然損耗に因らずして借主の負担です。
11. 本物件の修繕・交換・交換は、賃借物の撤去・処分は賃借人もしくは管理会社に報告・承諾の後行ってください。
12. 特約事項は、賃貸借契約書を参照してください。
(以下、注意事項省略。)

24. 添付書類	6. 水害ハザードマップ
1. 原状回復記録書	
2. 全部事項証明書(登記事項証明書)	
3. 賃主の登記事項証明書	
4. 地図	
5. さいたま市都市計画図	

以上の重要事項について、宅地建物取引士(配)を指示のうえ説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領しました。また、前記仲介手数料を支払うことを承諾しました。

住所 さいたま市浦和区神明1-24-18 西暦 2023年 9月 25日

借主 野本 怜子

整理番号

247

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年11月9日	支出額	$(106,500 + 106) \times 90\%$ 95,945 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	--

使 途	事務所賃借料(12月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰ってください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10402	05-11-29	10:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,359	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		備後認証
円 千 円 千 円		

お振込明細またはご案内 電信

おサイタマリソナ
受ムサウラワ
取普通 1438189
人)ハ"ツクアツ"様
登録番号 0002
キムラ イサオ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 290002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

【内訳】

- ・事務所賃貸料 106,500 円
- ・水道代 3,859 円

内、賃貸料分

振込手数料

$$110 \times \frac{106,500}{110,359} \approx 106$$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)と借主 木村秀夫 (以下「乙」という。)は、以下
の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	バックアップ 室	1階101号
所在地	(住居表示) さいたま市南区白鶴6-12-1 (登記簿) さいたま市南区白鶴六丁目1294番地12	
構造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸	
種類	店舗・事務所	新築年 昭和57年11月
面積	33.81㎡	月
附属施設		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 95,000 円	管理・ 共益費	月額 18,790 円 (別途消費税 190 円)
家財保険料	28,430 円	敷金	190,000 円 (受領済)
附属施設料	月額 円	保証金	円 (賃料 カ月分)
償却	(別途消費税相当額 円)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本数		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月	日まで	
賃料等の支払方法	口座振込		
方法	□持参 □口座引落	持参先 委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

事業用賃貸借契約書(事務所)1/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

(氏名)	木村 秀夫
緊急連絡先 (担当者)	(自 宅) TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (勤務先) TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (会社名・部署名) 〇〇〇〇〇〇 (携帯) TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 (有)バックアップ 住所 さいたま市南区文蔵4-29-13
----	-------------------------------------

管理業者	商号又は名称 (有)バックアップ 所在地 さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806 「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号 国土交通大臣()第 号 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会費である場合に記載
------	--

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	--

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
-----	-------------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	□連帯保証人	氏名	住所	担保の金額	日本シーアイ株式会社 主たる事務 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル1 9階
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定事項を記載する)	□家賃債務保証 証書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	家賃債務保証 証書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	国土交通大臣(2) 第8号		

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヵ月分(税別)を甲に支払うものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)2/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

整理番号

249

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年11月29日	支出額	8,019 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代12月分(日幡6丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 RISOONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10402	05-11-29	10:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		備え認証
お振込明細またはご案内		電信
おサイタマリツナ		
受ムサツウラフ		
取普通 5207769		
か)ツツコウサン様		
登録番号 0007		
キムラ イサオ様		
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	取扱番号 290001	

③ 事務所
駐車場代
12月分

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃借契約書

《駐車場名：第4バストパーキング》

※駐車位置NO. _____

- 所 在 さいたま市南区白幡6丁目1384、1385番
- 賃 料 1ヶ月金7,500円也(別途消費税750円)
- 管理 料 1ヶ月金500円也(別途消費税50円)
- 金 月額合計金8,800円也

金 8,250円也、

●敷 金

車種： トヨタ / P

色： ミニバー

ナンバープレート番号： _____

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間) 期間は、令和5年1月10日より令和6年1月9日迄向う1年間とする。但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
- 第2条 (賃料) 賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞り続けた場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、乙の負担とする。
- 第3条 (敷金) 乙は、賃料の支払いを担保するため頭金のおり敷金を無利息にて甲に預託するものとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
- 第4条 (通知義務) 乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。乙は車庫の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 (警備注意義務) 駐車場は常に清潔に使用をしないこと。消防法その他の法令等により危険物として指定されているべき行為を一切しないこと。
- 第6条 (免責) この車に隣接する物件の持込みをしないこと。
- 第7条 (損害賠償) 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第8条 (賃料改定) 甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により、値上げできるものとする。解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
- 第9条 (管理料) 管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。
- 第10条 (駐車位置) 駐車位置は別紙赤枠内とする。
- 第11条 (禁止事項) 駐車場内での駐車中のアイソングラスは禁止とする。
- 第12条 (税法改正) 税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施された日より適用されるものとする。
- 第13条 (放置車両) 賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。
- 第14条

反社会的勢力でないことの確約条項

- (反社会的勢力の定義) 第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を承諾する。
 - (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (禁止事項) 第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
 - (2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 - (3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく租界若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。
- (契約の解除) 第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合
 - (2) 本契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
- 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

※振込先

令和5年1月3日

貸主(甲)： 住所 _____ 氏名 _____

借主(乙)： 住所 _____ 氏名 _____

木村 勇夫

勤務先名 _____

埼玉県庁 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

勤務先住所 _____

048 - 824 - 2111

管理先：

さいたま市南区白幡4丁目29番12号 M2ビル1F 株式会社 豊地興 TEL 048-837-0227 / FAX 048-837-0383



令和 5 年 7 月 3 日

管理会社変更のお知らせ

木村 勇夫 様

さいたま市南区根岸 5-18-15

株式会社 辻 興 産

代表取締役 大野 時範

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、現在お借り頂いております下記駐車場の管理会社が弊社、
株式会社 辻興産 へ令和 5 年 8 月 1 日より変更になります。
まずは書面にてご挨拶申し上げます。

今後の管理は、弊社が引き継ぎますので宜しくお願い致します。
お預かりした敷金も引き継ぎ致しますのでご安心下さい。

ご不明な点、駐車場の管理等でお気付きの点がございましたら、お気軽に
ご連絡ください。

敬具

記

駐車場所在地 : さいたま市南区白幡 6 丁目 1384, 1385 番
駐車場名称 : 第 4 ベストパーキング
駐車場所有者 : XXXXXXXXXX
管理会社 : 株式会社 辻興産
さいたま市南区根岸 5-18-15
TEL 048-862-8558
FAX 048-838-6488

【8 月分より賃料振込先】(7/31 までのお振込み分)

埼玉りそな銀行 武蔵浦和支店 (普通) 5207769

名義人 : カ) ツジコウサン

以上

整理番号

9 /

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	令和5年11月30日	支 出 額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 12 月分		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

② (80,000 + 440) × 90%

③事務所賃料 12月分

⑤口座名義:オガワヒサシ

ご利用明細票

※本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱い店番号	機械	処理番号	銀行番号
051130	059	010019	0133#	
種別	店舗番号	口 座 番 号		
09		***		
お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
09:08	*****			
依頼人 オガワ ヒサシ 様 振込日 05-11-30 振込金額 ¥80,000 振込手数料 ¥440 1130002				
印紙税等納 付につき大宮 税務署承認済				

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※ 領収書は重ねて貼付しない と。

※ 領収書を貼るスペースが足らない場合は、

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	フアインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡ 登記簿上面積 160.3㎡

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2023年11月14日	3年 0ヶ月
----	-------------	----	-------------	--------

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所	氏名	電話番号
	〒	小川 寿士	090-8564-7909
管理委託先	住所	氏名	電話番号
	〒	小川 寿士	090-8564-7909

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	住所	電話番号
小川 寿士	〒	090-8564-7909
緊急時の連絡先	氏名	借主との関係
小川 寿士	本人	

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額 75,000円	権利金	(別途消費税)
管理費及び共益費	月額 5,000円	礼金	(別途消費税)
雑費料 (区画No. -)	月額 付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分
	月額 (別途消費税)	保証金	賃料の3ヶ月分
	月額 (別途消費税)	保証金償却	償却時期
	月額 (別途消費税)	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税)

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。
支払期限	金融機関名 (振込料借主負担)

8) 連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用について

保証形態	個人による連帯保証 □家賃債務保証会社による保証
連帯保証人	住所 氏名
保証会社	

(特約条件) 本契約の特約については、下記の通りとする。

- 乙は更新する際、更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。なお、賃料の改定に伴い、保証金に差額が生じた場合は、その差額を預入又は返還するものとする。
- 第9条第1項の相当の期間は3ヶ月とする。
- 第11条第1項にかかわらず、原状回復を乙の負担で行うものとする。
- その際、甲の指定業者で行うものとする。
- 外看板を使用する際は、使用料が発生します。
- 平成22年11月の新規賃貸借契約の直後に、甲と乙は借主名義を「小川ひさしと歩む会」から小川寿志に変更した。平成25年の更新時に、借主名義と敷金預託の名義を変更する。なお、連帯保証人は、借主の原状回復義務は小川ひさしと歩む会の使用時からとする。

本物件登記簿に記載された現在事項の前契約時からの変更	□有 □無
変更内容	

下記賃主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約各条項及び特約条件を確認の上、締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年9月13日

賃主(甲) 住所 氏名

代理人 東京都町田市森野1-8-3
朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司

借主(乙) 住所 氏名

小川 寿士

契約更新業務代行業者

国土交通大臣免許(13)第2135号
東京都町田市森野1-8-3
朝日リビング流通事業本部
業務担当者 担当営業所 朝日リビング大宮営業所

整理番号 103

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年11月30日	支出額	10,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場 12月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田 皇介

05-11-30 .送金	*12,000	IB
05-11-30 .手数料	*165	

$$12,165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務所駐車場 12月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

村 パーキ 駐車場賃貸契約書

村 田 春 雄

上尾市宮本町7番15号

貸主 電話(771)2311番 と借主

町 田 皇 介

とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8					
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番					
3	車 両	車 名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)		
		フォジョー ステーション ワゴン 青	[黒塗り]				
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日	至 2020 年 10 月 8 日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担				賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし	
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特 約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 米/ヶ月前予告 解約可能 賃借人 米/ヶ月前予告 解約可能					
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還					
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。					

契約日 2019 年 10 月 9 日

貸主 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

借主 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

村 パーキング

村 田 春 雄

上尾市宮本町7番15号

電話(771)2311番

町 田 皇 介

〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26

048-729-6273 佐藤ビル102

整理番号

—

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉縣信用金庫

口座番号

口座名義

2023年8月21日

ヤマトラパーキング
宮本町 8-8

整理番号

155

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和5年11月30日	支出額	9,119 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場賃料 12月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 10,132 円 × 0.9 = 9,119 円

ご利用明細

イオン銀行

取扱店	機番	取引年月日	時刻	通番
205	86	23.11.30	18:19	1104
銀行番号	店番号	科目・口座番号等		
0040		1 **** *		

お振込み

お取引金額	¥10,000
振込手数料	¥132

お受取人

城北信用金庫
王子営業部
普通 #5073863
モリヤリッキョウ(カ)様

お振込依頼人

ツラネ タイスケ 様

お取扱日 2023年11月30日

イオン銀行コールセンター
0120-13-1089カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234にまでご連絡ください。
年中無休24時間受付(通話料は有料となります。)

※ 領収書の重

※ 領収書の重

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

5こと。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃借契約書

賃借人株式会社うめだ葬儀社を甲とし、賃借人白根大輔を乙として、甲乙間に下記のとおり自動車駐車場の賃借契約を締結する。

第1条 甲は下記表示の駐車場を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 駐車場の名称 朝日駐車場

(2) 駐車場の所在地 埼玉県川口市朝日2丁目25番15

(3) 駐車場の区画番号 区画

第2条 乙は本駐車場を下記の車輛を駐車する目的にのみ使用し、これに反することはできない。

車輛番号

ただし、甲の了承を得た場合は前記車輛を変更することができる。

第3条 本契約の期間は、令和5年6月6日より令和5年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙間で合意したときは契約を更新することができる。

第4条 賃借料は月額金 10,000円 (消費税 円込み)

とし、乙は毎月 未 日までにその翌月分を甲に持参し、又は甲の指定する方法により支払うものとする。1月未満の賃借料は、月額の賃借料を日割した金額とする。

第5条 前条にかかわらず、公租公課の増額又は物価の高騰等の事情が生じたときは、双方の協議の上、賃借料の額を改訂することができる。

第6条 本契約締結と同時に、乙は敷金として金 10,000円を甲に支払う。この敷金は、本駐車場明渡時に存する延滞賃借料その他甲に対する金銭債務の弁済にあてるとし、甲が清算するものとする。

第7条 乙は甲の定める管理規則に従い本駐車場を使用するものとする。

第8条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。

第9条 乙又は乙の関係者が本駐車場の施設又は車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 天災、火災その他甲の責にやない事故による車輛の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。

第11条 本駐車場の保全、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車輛の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

第12条 乙が次の各項の一に該当する場合は甲は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを1月以上延滞したとき
- (2) 本駐車場上に甲に無断で建築造成をしようとしたとき
- (3) 乙が破産もしくは破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 本契約の定めの一に違反したとき

第13条 甲又は乙は1月以前に予告して本契約を解除することができる。ただし、乙は1月分の賃借料相当額の金員を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条 乙は本契約終了後、本駐車場を明渡するものとし、次の各項の一に該当する場合はその内容に従うものとする。

- (1) 乙が本駐車場を甲に返還するとき、本駐車場上にある車輛および物品を一切取り除いた上甲に明渡するものとする。
- (2) 乙が前項の義務を履行せず又は乙が置き去った車輛、その他物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものととして、甲が適宜処分しても乙は後日異議を申し立てない。
- (3) 乙が本契約終了後明渡さなければならぬときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了まで賃借料相当額の2倍の損害金を支払わなければならない。

第15条 本契約に関する訴訟については、本駐車場所所在地を管轄する裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

第16条 本契約書に記載のない事項については民法および慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

特約事項

更新契約に対する更新期間として0.5月分を期限満了に納入手続きを完了のこと。

※賃借料振込みの場合、甲が指定する金融機関は下記のとおりとする。

[指定金融機関]

[口座名]

[口座No.]

上記契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 5年 6月 1日

賃借人(甲)

住所

川口市本町3丁目1番4号

株式会社うめだ葬儀社

代表取締役 梅田修弘

氏名

賃借人(乙)

住所

埼玉県川口市朝日ニ-17-7

白根大輔

氏名

中介業者

住所

東京都文京区本郷5丁目1番2-100号

守屋林業株式会社

代表取締役 守屋勝男

商号

TEL 03-3815-0556

FAX 03-3815-0568

氏名

整理番号

79

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	25年12月/日	支出額	100,157 × 0.8 80,126 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------	-----	--

使 途	事務所家賃 12 月分
-----	-------------

領 収 書 等 貼 付 欄	埼玉民主フォーラム 越谷支部
---------------	----------------

口座名義人:細川 威

2023	12	1	105000	送金	
2023	12	1	165	手数料	

③事務所家賃 12 月分

④

【内訳】

事務所家賃 100,000円

《振込手数料》

$$165 \times \frac{100,000}{105,000} \div 157$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人[田中] (以下甲という)と賃借人細川威(以下乙という)は以下の通り建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢2-4-2
名称 岡田医院
専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないこと意思表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10 万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上の通り契約が成立したことを証するため本書2通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1通を保持する。

令和5年5月23日

賃借人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

田中 威

整理番号

69

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1: 調査研究費	2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費
	5: 広報費	
	【経常的経費】	
	6: 人件費	7: 事務所費
	8: 事務費	9: 資料購入・作成費
	10: 交通費	

支出年月日	R5年12月1日	支出額	89,383 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	12月分 事務所家賃
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 12月分 事務所 家賃として

④ 扶桑管理サービス 株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$99,000 + 314 \text{ (口座振替手数料)} = 99,314$$

$$99,314 \times 0.9 = 89,383$$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(校番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 京子後援会 (以下「甲」という。)と
借主 東京市豊岡3丁目10番1号 (以下「乙」という。)は
普通物件の賃貸借(以下「本物件」という。)の賃貸借(以下「本契約」という。)に
ついて、次のとおり契約を締結します。

名 称	第一粕谷ビル		1階
所在地	埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号		(住居表示)
種 別	事務所	家屋番号	805番1の2
階 数	3階建	階部分	専有面積
物件の所有者	氏名	住所	登記49.32㎡
借主	氏名	住所	
使用目的	事務所	業種	選挙事務所
連帯保証人	氏名	住所	泉津井 薫
家賃債務保証業者名	住居	所在地	神奈川県横浜市南区新横浜1-35-3
主たる事務所の所在地	家賃債務保証業者登録番号	家賃債務保証業者登録番号	2,824,800
担保の方法	家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者の提供する保証	
賃料	月額	117,700 円 (うち消費税 10,700円)	数 金
合 計	117,700 円	合 計	556,400 円
保証金の償却	(総額) 0円 (うち消費税) 0円	(総額) 0円 (うち消費税) 0円	
契約の種類	事業用建物賃貸借契約	更新可	契約当初預り敷金又は保証金
更新料	2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡後60日以内
借主の権利関係	借主の効力は、借主が借約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。		
借主の支払方法並びに支払期限	口座振替	口座振替別: 普通	口座番号: 2236960
借主の貸一覽: 集合ビル・マンション	No. 本	No. 本	No. 本

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各書通を保有する。

記
所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粕谷ビル 1階

第1条 (賃料の減額)
甲及び乙は、2023年7月 (2023年6月末支払い賃料) より乙が支払う賃料について、月額99,000円 (税込) に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)
甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条 (協議)
甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上
2023年5月1日

賃貸人 (甲) 住所

氏名

賃借人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号

氏名 扶桑管理サービス株式会社

賃借人 (乙) 住所

氏名

物件名		第一粕谷ビル 1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地	
		社 名	
	賃貸人代理	所在地	東京都昭島市昭和町 1-13-10
		社 名	扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地	
		社 名	せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地	
		社 名	泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地	
		氏 名	

地 位 承 継 覚 書

賃貸人（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、乙の賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の賃貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 5 月 1 日

（甲）

住 所

氏 名

（賃借人代理）

住 所 東京都昭島市昭和町 1-13-10

社 名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住 所

氏 名 せんつい京子後援会

（丙）

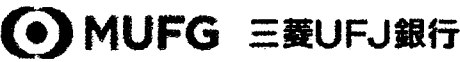
住 所

氏 名 泉津井 京子

（丁）

住 所

氏 名



照会口座 支店 普通

照会期間 2023年12月1日

絞り込み 全取引

2024年1月12日 20時30分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2023年 12月1日	99,314円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通

お預り金額合計:

円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023年9月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号

物件名 : 第一粕谷ビル 1階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/	314 円	
合	計	/	99,314 円

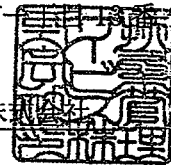
以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号

氏名 扶桑管理サービス株



整理番号

70

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1: 調査研究費	2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費
	5: 広報費	
	【経常的経費】	
	6: 人件費	7: 事務所費
	8: 事務費	
	9: 資料購入・作成費	10: 交通費

支出年月日	25 年12月 日	支出額	8,203	円
※ 政務活動費を充当した金額を記載				

使 途	12月分 事務所馬主車場料金
-----	----------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 12月分 事務所 馬主車場料金として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

8,800 + 314 (口座振替手数料) = 9,114
 $9,114 \times 0.9 = 8,203$

詳細は別紙添付

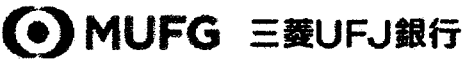
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



照会口座 支店 普通
照会期間 2023年12月1日
絞り込み 全取引

2024年1月12日 20時30分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2023年 12月1日	9,114円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通 お預り金額合計: 円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

契約書

所在地	埼玉県入間市豊岡3-806-1			▲動付付随していません。駐車場は地番で登記している場合があります。	
名称	豊岡第1スカイパーク駐車場			駐車位置	№a
契約期間	2023年 6月12日 ~ 2025年 6月11日			まで	2年間
車種	ベンツ Cクラス	ナンバー・車体色	[REDACTED]		
月額	駐車料	8,800 円	敷金	0 円	(無利息の約定)
	口座振替手数料	314 円	礼金	0 円	本契約締結後は返還されません。
	(上記の駐車料・口座振替手数料は消費税10%を含む)				
更新料	0ヶ月分	更新事務手数料	新賃料の1ヶ月分	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月をもって発生する。	
契約当初預り金	0 円	借主の解約権	引移金額合計 9,114 円		
資料の支払方法 並びに支払期限					
引落 銀行名： 口座種別： 口座名義： 支店名： 口座番号：					
当月分を毎月 1 日までに当月払 振込。引移手数料は借主負担とする。					

第1条 1 賃貸借契約期間及び支払いは、頭書記載の通りとし、支払期日までに賃料を支払うことにより、支払期日後までに賃料を支払うこととする。尚、賃料や更新料等の支払に関する振込手数料及び口座振替手数料は乙負担とする。また、賃料が1ヶ月に満たない場合は当月の日数で日割計算とする。

第2条 2 支払の領収は金融機関の振込票等をもって証とし、甲及び仲介人は領収書・請求書を発行しない。

第3条 3 賃料等が滞り続いた場合（口座振替が行えなかった場合も含む）、乙は仲介人に頭書記載の遅延事務手数料を、甲へ年14.6%（1年を365日とする）の割合による遅延損害金を支払うこと。

第4条 4 乙は賃料等の支払いを、期間満了日または解約月に属する月も1ヶ月分の賃料を支払うこと。

第5条 5 甲は契約期間中であっても公租公課、贈与税、社会情勢の変動あるいは契約車種の変更等により、1ヶ月の予告期間をもって賃料の増額を請求することが出来る。

第6条 6 1 頭書の契約期間が満了となった場合は、甲乙協議の上本契約を更新することが出来る。

第7条 7 2 乙は契約更新の際には契約書面の替換え、変更事項の告知を行い、頭書の更新料（または更新事務手数料）を、甲（または仲介人）へ支払うこと。手続きは期間満了日の1ヶ月前までに行うこと。

第8条 8 3 乙は更新時に賃料その他の債務がある場合は、期間満了日までに精算すること。なお、合意更新・法定更新にかかわらず、乙は所定の更新料及び更新事務手数料を支払うものとする。万一、期間満了日までに更新手続未完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車輛を撤去の上即日明退すること。

第9条 9 4 仲介人の口座振替システムを利用の場合、更新月に賃料と更新料を引落すことに予め乙了承のこと。万一、引落が出来ない場合は仲介人の指定期日迄に返込にて支払うこと。

第10条 10 5 乙は期間満了にて解約する場合は1ヶ月前までに解約通知を甲（または仲介人）に提出すること。

第11条 11 敷金は頭書の金額とする。甲は契約時に乙より受領した敷金について、本契約が終了し乙が甲に本物件を完全に明退した場合に限り、明退後1ヶ月以内に、債務を差し引いた残金を返込にて乙に返還する（返金の際の振込手数料は乙負担）。また、乙は、甲の書面による承諾無くして、敷金返還請求権を第三者に譲渡することは出来ない。なお、この敷金をもって滞滞賃料等の債務と相殺することとはできない。

第12条 12 1 駐車場の内、乙は所定の更新料及び更新事務手数料を支払うものとする。万一、期間満了日までに更新手続未完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車輛を撤去の上即日明退すること。

第13条 13 2 駐車場の位置は甲が任意に指定できるとする。

第14条 14 乙は駐車場の施設に損害を与えた場合、直ちに甲又は仲介人に連絡を行い、甲にに対し速やかにその損害を賠償しなければならない。

第15条 15 乙は下記の行為を行ってはならない（禁止事項）。

第16条 16 ①本駐車場内及び出入口で他車出入の妨げ、駐車場利用者・近隣に迷惑をかける行為をすること。

第17条 17 ②頭書に記載の無い車を駐車すること、改造車・事故車輛・故障車を駐車すること。

第18条 18 ③消防法により危険物に指定されている物品を駐車場内に持ち込むこと。

第19条 19 ④第三者に賃借権の譲渡・転貸・名義貸しを行うこと。また、動産や固定物を置くこと。

第20条 20 ⑤政治団体等・宣伝カー・トラック及び駐車位置以上の大きさの車を駐車すること。

第21条 21 甲または乙が本契約を解約する場合は書面にて、1ヶ月前までに相手方に対し通知し、通知後1ヶ月（1ヶ月以上ない場合はその指定した日）をもって本駐車場を明退するものとする。また、乙は1ヶ月分の賃料を支払うことにより即時解約することが出来る。

第9条
乙において、次のいずれかの事由が生じたとき、甲は通知・催告をせず直ちに本契約を解除できる。
① 乙が本契約を「解除の意思」を有する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出のこと。

1 甲は乙が賃料の支払を1ヶ月なりとも怠った場合、乙が本契約に定める条項の一つでも違反した場合、乙が申し渡す及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として預託の敷金及び日割賃料は返金しない。

2) この質料の支払を2回連続して遅延した場合（口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合）、質料の支払能力が無いものとみなし、本契約を解除できる。

3) 未払い質料を督促したにもかかわらず指定期日までに未払い質料全額を支払わなかった場合、その残額に、年々6%の遅延損害金を加算し、支払を求めるとする。

7) 本契約は、日本国において有効と見做す。日本国以外の国で発生した紛争については、日本国において解決されるものとする。

5 乙が後見開始、保佐開始の審判を受け、または刑事事件に関する等社会的信用が失墜したとき。
6 乙が暴力団もしくは極左・極右等の反社会的暴力集団（以下「暴力団」という）の構成員、又はこれらの支配下にある者（関係者）と判明したとき。

1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場から自動車等の一切の動産を撤去し明渡すこと。
2 乙は甲からの明渡しに係し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。

3 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場で甲に明渡さない場合、乙は明渡し完了までの資料の借額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲はこの費用で本物件上のこの自動車等の財産を撤去し処分できる。乙はこのような場合、本駐車場におけるこの自動車等の一切の財産について所有権を予め放棄するものとし、甲がこれを処分する権利（取戻権）を失うことになる。

乙は下記記載の車輛以外本駐車場を使用してはならない。万一買い替へ等で変更の際は、予め甲、又は仲介人に事前に書面にて変更申請等の申請をし承諾を得なければならない。また、自動車検査証の写しを提出すること。なお乙の住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。

本契約書では車庫証明の発行は行いません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに発行手数料として、¥300円を支払うこと（発行手続きは、仲介人で行を行います）。

本契約が居る建物に付属する専用駐車場の使用、部屋の賃貸借契約解除の際の本駐車場も所約とする。

本契約の範囲で、乙が契約区画の家賃を全額支払った際に、田の家賃残欠と大塚の家賃超過の差額は、甲が「新築建物の家賃」を算定し、これを甲が乙に返金することとする。

締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場新規契約の事務手数料として、300円を支払うものとする。
尚、区画の変更に伴う契約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新規契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。

所時(合意更新・法定更新を問わず)は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。車庫証明の発正により消費税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発正画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費税等相当額は変動後税率により計算する。

(用)と借入(2)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書に記名押印の上、各自その一通を保有する。

2003 年 6 月 10 日

干	住所
(甲)	

氏名	██████████	██████████
生 誕	██	TEL ██████████

(Z)	氏名	泉津村 泉子
-----	----	--------

仲介業者	東京都知事 (3) 第912243号 〒196-0015
媒介業者	免許番号

所在地
東京都昭島市昭和町1丁目1番地

商号
株式会社三井物産

印刷
三井物産株式会社

代表者 電話

042-546-4500	宅地建物取引士
F A X	宅地建物取引士
登録番号	

氏名	印
----	---

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023 年 6 月 12 日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023 年 9 月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1
物件名 : 豊岡第 1 スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED] 印

整理番号

84

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 5年 12月 4日	支出額	180,488 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃料 12月分 $225,610 \times 0.8 = 180,488$		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

口座名義: 辻 浩司

【使途】
事務所賃料 12月分

【振込先】



口座名義:



05-12-04	送金	*225,500	ATM
05-12-04	手数料	*110	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

(物件表示)

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B 号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨	造 3 階建の内 1 階
賃 借 面 積	69.29 m ²	

(原契約の表示)

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日 より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ～ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021年12月28日

甲（賃貸人） 住所

氏名

乙（賃借人） 住所

氏名

電話

更新事務取扱業者

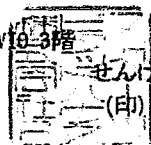
所在地

商号

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIO 3階

スターツビタットハウス株式会社

店長 佐藤 史明



整理番号

108

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年12月15日	支出額	14,999 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティ(11月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田 皇介

05-12-15	.送金	*16,500	IB タイウカンサイ
05-12-15	.手数料	*165	

$$16,665 \times 0.9 = 14,999$$

③ 事務所セキュリティ(11月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太陽管財株式会社 警備部

氏名 町田多行様

契約内容確認日 令和5年5月1日

業務対象施設	名 称	上尾市宮本町10-26		
	所在地	上尾市宮本町 10-26		
商 品 名	機 器 費 備	プラン	() お買い上げ・(✓) レンタル	
業務開始予定日	5 年 5 月 / 日	業務遂行期間	業務開始から 5 年 0 ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号

109

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広報・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年12月15日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 (1月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田 皇介

05-12-15	送金	*110,000	IB	
05-12-15	手数料	*165		

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

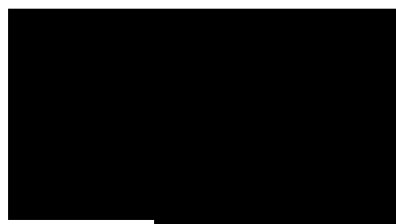
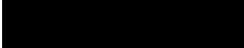
③ 事務所家賃 (1月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

各 位

貸主名義変更により、2023 年 10 月振り込み(11 月分)
から下記に変わります。


・名義 



今後とも宜しくお願い致します。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル	1階 1
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26	区画番号
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月
面積	約33㎡(現況優先)	昭和45年11月
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

目的物件の引渡し時期	令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
	令和元年7月1日
(契約終了の通知をすべき期間)	令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3ヵ月分)		水道代 2000円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座引落	委託会社名	

頭書(5) 緊急連絡先

(氏名)町田 皇介	
緊急連絡先(担当者)	(自宅)TEL (勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	
管理業者	貸主自主管理
所在地	TEL

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑連帯保証人	氏名	
		住所	
	☑家賃債務保証業者の提供	極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36ヵ月)
	する保証	家賃債務保証業者名	全保連株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 10F TEL: 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所等出サジミ(営業用歴済類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加えなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は設置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

整理番号

111

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年12月15日	支出額	10,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代(1月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

05-12-15 .送金

*12,000

IB

05-12-15 .手数料

*165

$$12165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務所、駐車場代(1月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

村 パーキ 駐車場賃貸契約書

村 田 春 雄

上尾市宮本町7番15号

貸主 電話(771)2311番 と借主

町 田 皇 介

とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8					
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番					
3	車 両	車 名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレイル赤)		
		フォジョー ステーション ワゴン 青	[黒塗り]				
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日 至 2020 年 10 月 8 日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする			
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担			賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 米1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 米1ヶ月前予告 解約可能					
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還					
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。					

契約日 2019 年 10 月 9 日

貸主 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

借主 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

村 パーキング

村 田 春 雄

上尾市宮本町7番15号

電話(771)2311番

町 田 皇 介

〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26

048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号

—

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉県信用金庫

口座番号

口座名義

2023年8月21日

ヤマハパーキング
宮本町8-8

整理番号 114

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2023年12月20日	支出額	89,139円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(令和6年1月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(93,500円+振込手数料330円)×0.95=89,139円

③事務所家賃(令和6年1月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
取扱い店	お取引日	時刻
79304	05-12-20	14:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥93,500	¥330
お取引後の残高(円)		おつり
		¥6,170
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
万円	千円	円

振込金受取書案内

お受取人
埼玉りそな銀行
浦和中央支店
普通 3852306
カタ「イワフ」ウサノ様

タケタ「カス」ヒロ様

電話番号 0486889898

取扱番号 200091

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済
すること。

※ 領収

※ 領収書

(別

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

賃借人(甲) 有限会社イースト商事				賃借人(乙) 武田 和浩			
契 約 要 目 表				摘 要			
欄	事 項	条	本 物 件				
(1)	賃 室	第1条 第2条	名 称	イーストコーポ			
			所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1			
			構造規模	鉄骨造	陸屋根	地下0階付 地上2階建	
			用 途	事務所	業 種	賃貸事務所	
			区 画	1 階 (00D 号室)			
			契約面積	37.20 m ² (11.25 坪)			
(2)	賃貸借期間	第4条	2020年5月1日 から 2025年4月30日 までの 5 年間				
(3)	賃 料	第5条	85,000 円 (別途消費税 8,500 円) 月額計 93,500 円				
(4)	共益費	第7条	0 円 (別途消費税 0 円) 月額計 0 円				
(5)	その他の乙が甲へ支払う月間固定費	第7条	名 目: ー 1 円 (別途消費税 ー 1 円) 月額計 ー 1 円				
(6)	保証金	第6条	170,000 円 非課税				
(7)	保証金償却	第6条	無				
(8)	賃料等支払先	第8条	金融機関名				
			口座番号				
			口座名義				
	賃料等支払方法		翌月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。				
(9)	更新費用	第4条	乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税) 乙が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0 ヶ月分(別途消費税)				
(10)	解約予告	第4条、第22条	甲が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税) 満期、中絶にかかわらず本契約を 締結する旨を事前通知: 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄 1. 「原状回復に関する事項」				
(11)	添付書類						

賃貸人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)とは、甲が契約要目表(1)欄記載の賃室を乙に賃貸するにつき、乙が甲と賃貸借契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

西 暦

2020 年 5 月 10 日

賃貸人(甲)

住所

氏名

電話番号

賃貸人(乙)

住所

氏名

電話番号

連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙、賃貸保証委託契約書による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(1)第8048号

所在地: 埼玉県さいたま市浦和区東大宮2丁目2番1号

商号・名称: エイペックスタワー浦和

代表者: 代表取締役 小山 桐

【宅地建物取引士】

登録番号:

氏名:

整理番号 115

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2023年12月20日	支出額	15,989円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	来客等駐車場賃借料(令和6年1月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和6年1月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
取扱店	お取引日	時刻
79304	05-12-20	14:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,500	¥330
お取引後の残高(円)		おつり
		¥3,200
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
振込金受取書 電信		
タケタ カスヒロ様		

※ 創
※ 創収

電話番号 0486889898
取扱番号 200002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

に用すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

（以下「甲」という。）と借主 武田和浩事務所 （以下「乙」という。）は、
頭書きに表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書き(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市見沼区風越町4-346-8	No. ■■■
	名称	松井様駐車場	No. ■■■

車庫・車台形式	来客用（事務所使用者）	登録番号
---------	-------------	------

頭書き(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 7日 まで
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書き(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	— 18,000円(税込) / 月
敷金	0円
支払方法	現金
支払期限	毎月 月末 までに翌月分を支払う
金銭債権 口頭番号 口頭名称 TEL	048-684-8641 048-684-8641 048-684-8641

頭書き(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称	水村商事株式会社
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前44番地3	TEL 048-684-8641
賃貸住宅管理業等登録制度登録番号	国土交通大臣(2)第 8016 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4354	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士) 登録番号 ■■■

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

頭書き(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	住所	電話番号
-------	----	----	------

頭書き(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を媒介業者へ支払うものとする。

頭書き(8) 特約事項

・相続が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	住所	TEL
乙・借主 (法人の場合)	商号	代表者名	TEL
乙・借主 (個人の場合)	氏名	住所	TEL
丙	氏名	住所	TEL
連帯保証人	氏名	住所	TEL
土地賃借業者	商号(名称)	水村商事株式会社	代表者 水村 光一
			事務所所在地・TEL 048-684-8641
			免許取得番号 埼玉県知事 (14) 4120 号
土地賃借業者	氏名	登録番号	登録番号 ■■■
	業務に従事する事務所名	水村商事株式会社	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前44-3	
	TEL	048-684-8641	

※印は実印

整理番号

23/

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023 年 12 月 21 日	支出額	105,336 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃 / 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

117,040 × 0.9 = 105,336

③事務所家賃 / 月分

④ [REDACTED] 様

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-12-21	03639	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N106	*116,600	
	残高	
	* [REDACTED]	
送金料金 *440円		
振込予定日 05-12-21		
ヤマネ フミコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆうちょ銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸借人 を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市路田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積1612.63㎡（487.82坪）

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積43.81㎡（13.25坪）

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2か年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

- 賃室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。

口座番号：	
名義人：	

第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることはできないものとする。
- 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求めることはできないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月/日

甲 (貸借人) 住所

氏名



乙 (賃貸人) 住所

川越市市島460-6

氏名 山根史子



立会人

東京都知事免許 (1) 第102093号

東京都北区田端五丁目12番11

西台不動産株式会社

代表取締役 高橋 英隆

登録番号 [Redacted] 号

宅地建物取引士



埼玉県知事免許 (4) 第20077号

埼玉県川越市東田町8番46号

株式会社アセットホームサービス

代表取締役 内田 親也

登録番号 [Redacted] 号

宅地建物取引士



■建物状況調査の結果の概要 (保存の住むのとき) [該当あり]	該当なし (該当しないの「説明」を省略します。)
建物状況調査の実施の有無 (1年以内に実施している場合)	有 [] 無 []
建物状況調査の結果の概要	

■石綿使用記録調査

石綿使用調査の有無	有・無	
	調査実施機関	調査の範囲
調査記録がある場合	調査年月日	調査年月日
	石綿使用の有無	石綿使用の有無
調査記録が無い場合	補足情報	補足情報
	調査記録が無い場合	調査記録が無い場合

■耐震診断調査

耐震診断調査対象区分	耐震診断の有無	耐震診断の有無	耐震診断の有無
耐震診断調査対象区分	耐震診断の有無	耐震診断の有無	耐震診断の有無

■賃貸借条件等

貸借部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	第1条 参照
使用目的	職員事務所の支店	第2条 参照
敷金	金318,000円也 (月額賃料の3ヶ月分相当額)	第8条 参照
礼金	金106,000円也 (前貸別込負担)	第10条 参照
月額賃料	金106,000円也 (前貸別込負担)	第5条 参照
月額管理費	上記賃料に含む	第6条 参照
賃借人負担の費用負担	賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する方法によって賃借人又は賃借人の指定人に支払うものとする。 ①賃料・管理費 ②諸費用 (電気・ガス・水道料金) ③電話・インターネット料金 ④火災保険料 (東日本消防短期保険) ⑤保証委託料 (日本セーフライー) ⑥居室の清掃費 ⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用 ⑧その他の賃借人の負担に属する費用	

整理番号

232

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年12月21日	支出額	16,398 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	米客用馬車場代 1月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

18,220円 × 0.9 = 16,398

③ 米客用馬車場代 1月分

④ (有) 市川市民館

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-12-21	03639	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N116	*18,000	
	残高	
	*	
三菱UFJ銀行 川越支店 普通 1071693 1) スマイノシミンカン		
送金料金 *220円		
振込予定日 05-12-21		
ヤマネ フミコ		

※ 領収書は重ねて貼付しな
※ 領収書を貼るスペースが
(別紙には整理番号(木

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されて、
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県川越市東田町7-31	指定場所	No.
名称	奈良 駐車場			

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号	
---------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限：毎月 末日までに 翌月分 を支払う	

支払方法	金融機関口座番号 口座名義人： TEL：
振込み先	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 住所
----	----------

管理業者	商号又は名称 有限会社すまいの市民館
所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号： ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
住所	

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当 (別途消費税) の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
- 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
- 乙の車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
- 本契約解除に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が署名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名 住所	TEL TEL
乙・借主 (法人の場合)	商号 代表者名 住所	TEL
乙・借主 (個人の場合)	氏名 住所	TEL 049-235-1687

宅地建物取引業者	商号(名称) 有限会社すまいの市民館	取締役 杉田明洋
宅地建物取引	事務所所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677	
	免許証番号 埼玉県知事(4)第19782号	
	氏名 登録番号	号
	業務に従事する事務所名 川越市中原町2-3-2 有限会社すまいの市民館	
	事務所所在地 TEL 049-228-5677	

※印は実印

整理番号 103

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	令和5年12月21日	支 出 額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-----------	------------	-------	-------------------------------

使 途	事務所賃料 1月分
-----	-----------

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

②(80,000 + 440) × 90%

※別紙

③事務所賃料 1月分

④

⑤名義 オガワヒサシ

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
051221	059	01	0045	0133#
種別	店舗番号	口	座	番 号
09				***
お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
10:17	*****			
依頼人 オカワヒサシ 様				
振込日 05-12-21				
振込金額 ¥80,000				
振込手数料 ¥440				
1221005				
印紙等 付につき大宮 税務署承認済				

※ 領収書は重ねて貼付しない

※ 領収書を貼るスペースが足

(別紙には整理番号(枝番)を

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(1. るよう
な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	フアインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-7 19-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡(登記簿上面積 160.0㎡)

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月
----	-------------	----	-------------	--------

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所 氏名 〒 電話番号
管理委託先	住所 氏名 電話番号

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	小川 寿士	電話番号	090-8564-7909
緊急時の連絡先	住所 氏名 小川 寿士	電話番号	090-8564-7909

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額 (別途消費税 -円)	75,000円	権利金	(別途消費税 -円)
管理費及び共益費	月額 (別途消費税 -円)	5,000円	礼金	(別途消費税 -円)
駐車場料 (区画No.-)	月額 (別途消費税 -円)	付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分 -円
	月額 (別途消費税 -円)	-円	保証金	賃料の3ヶ月分 225,000円
	月額 (別途消費税 -円)	-円	保証金償却	償却時期 無効 (別途消費税 -円)
	月額 (別途消費税 -円)	-円	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税 -円)

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。
支払期限	振込先 金融機関名 (振込料借主負担)

8) 連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用について

保証形態	個人による連帯保証 □ 家賃債務保証会社による保証
連帯保証人	住所 氏名
保証会社	氏名

(特約条件) 本契約の特約については、下記の通りとする。

- 乙は更新する際、更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。なお、賃料の改定に伴い、保証金に差額が生じた場合は、その差額を預入又は返金するものとする。
- 第9条第1項の相当の期間は3ヶ月とする。
- 第11条第1項にかかわらず、原状回復をこの負担で行うものとする。
- その際、甲の指定業者で行うものとする。
- 外看板を使用する際は、使用料が発生します。
- 平成22年11月の新規賃貸借契約の直後に、甲と乙は借主名義を「小川ひさしと歩む会」から小川寿志に変更した。平成25年の更新時に書面の借主名義と敷金預託の名義を変更する。
- なお、連帯保証人は「小川ひさしと歩む会」とし、借主の原状回復義務は小川ひさしと歩む会の使用時からとする。

本物件登記簿に記載された現在事項の前契約時からの変更	□有 □無
変更内容	

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約各条項及び特約条件を確認の上、締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

貸主(甲) 住所 〒 2022年9月13日

代理人 東京都町田市森野1-8-3 朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司

借主(乙) 住所 〒 氏名 小川 寿士

氏名 電話番号

契約更新業務代行業者
国土交通大臣免許(13)第2135号
東京都町田市森野1-8-3
朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司
業務担当者

整理番号

103

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年12月22日
支 出 額	$15,400 \times 90\% = 13,860$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(1月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃借人は、下記要目表記載の賃借物件の利用に關して、防犯・月曜駐車場一時使用契約的款に關聯の名義項を認め、その内容を十分理解した上、

なる。事後、上記関係者の供述を基に以下本問の審判の補助・説明を主張し、おいて主張する。

【注意事项】

※同最、内容を確定させていただくにウチ・ウチの客機例のビターから電話を差し上げる場合もございます。

※ご記入は両面をご自身でお願ひ致します。

以下の色の箇所を

同慈靈Na

以下の
色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい

水村 篤弘

EPJ
Sci

鳴鶴齋

04 - 2993 - 0080

atsuhirō

@mizumura.059

埼玉県所沢市上安松864-4

※上記住所から変更がある場合、新しい住所を以下に記入ください。

① 口座振替（支払日：毎月27日） 振替手数料お客様負担一律200円別途税 ※振替名義は「アクトパーキング」になります。

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承の上、ご選択ください。

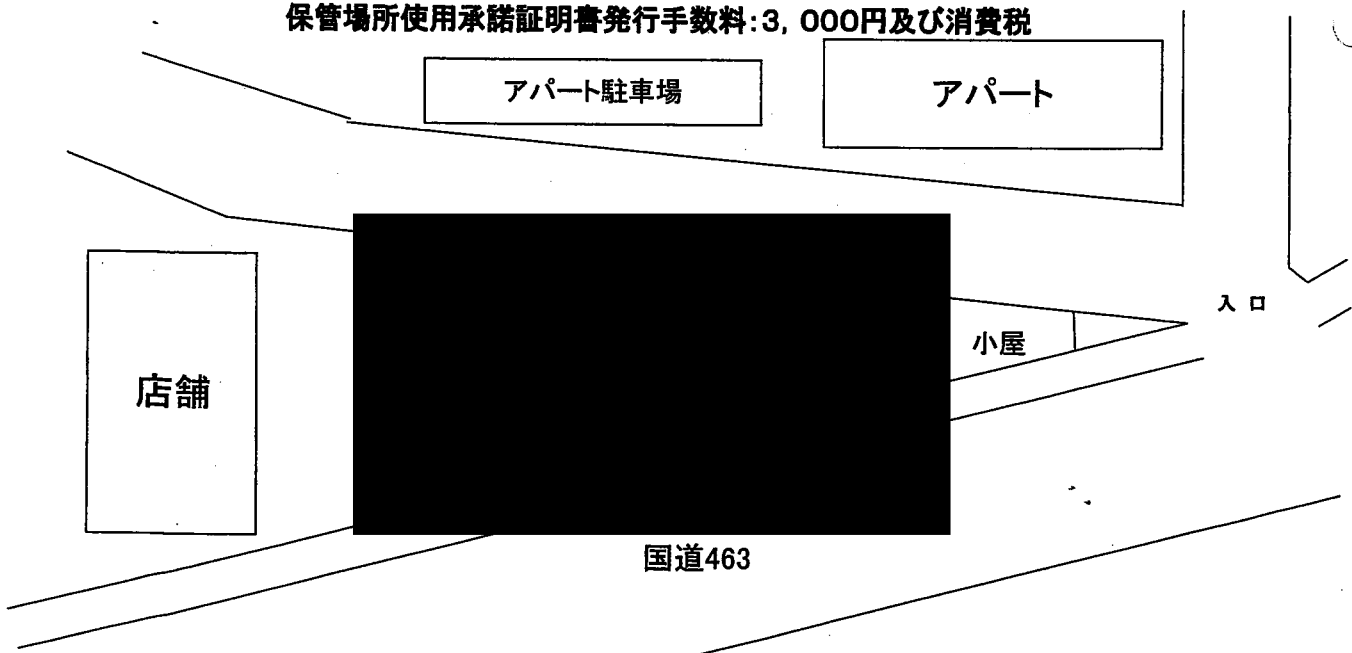
契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日
サイン制限							
所在	埼玉県所沢市東新井町 262-5						
賃貸物件名称	P 所沢東新井町-01						
使用料	月額: 7480 円 (税込)	契約区画			契約台数	1	
特記事項	区画 001、005 番は緊急用区画とする。区画 002 番は軽自動車およびV型車専用区画とする。区画 008 番は重荷2台まで駐車可能とし、1台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。		更新料		3740	円(税込)	

個人 【甲】	株式会社いづみ野サード 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11
管理会社	丙：集金代行 管理会社 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFL3階 TEL 050-2018-3333

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙は本書の複写を保管するものとする。

所在地:埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料:7,200円及び消費税/軽区画:6,800円及び消費税/月・台
※№8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税
保管場所使用承諾証明書発行手数料:3,000円及び消費税



賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃借の目的物	名 称	P所沢東新井町-01	CD	■	駐車位置	■
	所在地	埼玉県所沢市東新井町262-5				

2. 契約期間	期 間	2023 年 03 月 10 日	期 間	2025 年 03 月 31 日
---------	-----	------------------	-----	------------------

3. 賃料等	月額賃料	7,200 円 及び消費税	支払期日	毎月 末日 迄に 翌 月分を支払う
	契約事務手数料	賃料の1ヶ月分及び消費税	振込	
	更新事務手数料	新賃料の1ヶ月分及び消費税		
	保管場所使用承諾証明書発行手数料	3,000円及び消費税		
	その他一時金		個人印鑑	■
			名義	■

4. 管理会社	名 称	株式会社いゐま野サービスほ台店	〒	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
	店舗TEL	049-255-1711	店舗FAX	049-255-6622

5. 駐車車両	車 種		車 台 号	

賃借人 水村 篤弘 (以下甲といいます)
 賃借人 頭書1記載の賃貸借の目的物(以下本物件といいます)について、以下の条項により賃貸借契約を締結し、
 その証として、本書3通を作成し各自記名押印のうえ、甲・乙丙がそれぞれ各1通を保有するものとします。

西 暦 2023 年 3 月 10 日
 賃 貸 人 (甲) 住 所 ■

氏名・商号 ■
 賃 借 人 (乙) 住 所 所沢市上宮松864-4

氏名・商号 水村 篤弘 電話 04-2993-0080
 住 所 ■ 携帯 ■
 緊急連絡先 (賃借人以外の方) 住 所 ■ 電話 ■
 氏名・商号 ■ 賃借人との関係()

甲の代理人 および仲介人(丙) 住 所 埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
 名 称 株式会社いゐま野サービスほ台店
 店長 谷澤 慶太

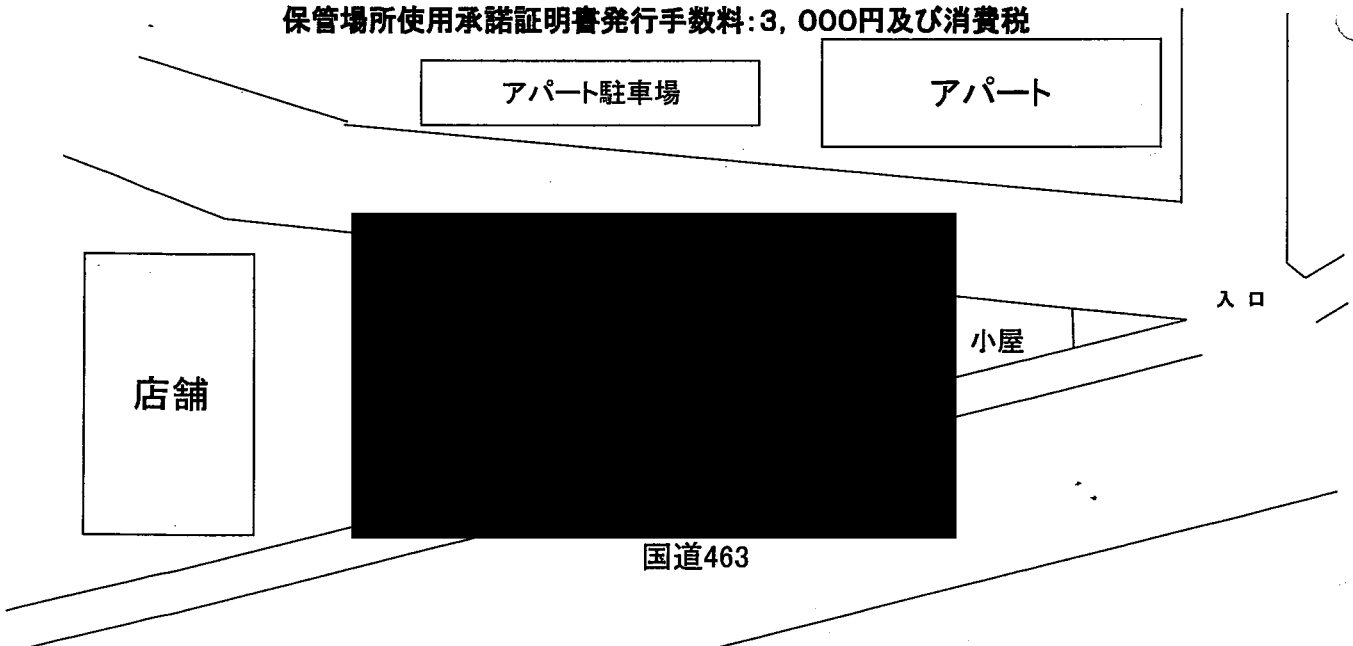
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



整理番号	99
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年12月25日	支出額	180,488 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 1 月分 225,610×0,8=180,488		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷第2支部													
口座名義: 辻浩司		【使途】 事務所賃料 1 月分												
		【振込先】 [Redacted]												
		口座名義: [Redacted]												
<table border="1"><tr><td>9</td><td>05-12-25</td><td>.送金</td><td>*225,500</td><td>ATM</td><td>[Redacted]</td></tr><tr><td>10</td><td>05-12-25</td><td>.手数料</td><td>*110</td><td></td><td></td></tr></table>			9	05-12-25	.送金	*225,500	ATM	[Redacted]	10	05-12-25	.手数料	*110		
9	05-12-25	.送金	*225,500	ATM	[Redacted]									
10	05-12-25	.手数料	*110											
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。) ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。														

整理番号

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

（物件表示）

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B 号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨	造 3 階建の内 1 階
賃 貸 借 面 積	69.29 m ²	

（原契約の表示）

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日 より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ～ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021年12月28日

甲（賃貸人） 住所

氏名

乙（賃借人） 住所

氏名

電話

更新事務取扱業者

所在地

商号

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIEW

スターツビタットハウス株式会社

店長 佐藤 史明



整理番号

273

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	〇年12月25日	支出額	4,510 × 90% 4,059 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所、駐車場更新料(白幡6丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10402	05-12-25	10:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

電信

お
受
取
人
埼玉りそな銀行
武蔵浦和支店
普通 0325348
カ)ツツコウサシ様

キムラ イサオ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 250002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

③事務所
駐車場更新料
(白幡6丁目)

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請 求 書

令和 5 年 11 月 21 日

木村 勇夫 殿

さいたま市南区根岸5丁目18番15号

株 式 会 社 辻 興 産

代表取締役 大野 時 範

TEL 048-862-8558



適格請求書発行事業者登録番号 T1030001005457

物件住所：さいたま市南区白幡6丁目1384, 1385番

物件名：第4ベストパーキング No. XXXXXXXXXX (1台分)

下記のとおりご請求申し上げます。

明 細	金 額	消費税 10%	合 計
更新事務手数料	4, 0 0 0	4 0 0	4, 4 0 0
合 計	4, 0 0 0	4 0 0	¥4, 4 0 0

下記口座宛 お振込をお願い致します。

【振込先】 埼玉りそな銀行 武蔵浦和支店
(普通) 0325348
カ) ツジコウサン

※振込手数料は借主様負担となります。

※賃料のお振込み口座と違いますのでご注意ください。

駐車場賃貸借契約書 (更新) 《 駐車場名 : 第4ベストパーク 》 ※駐車位置 NO XXXXXXXXXX

●所 在	さいたま市南区白幡6丁目1384、1385番
●賃 料	1ヶ月 金7,500円也 (別途消費税10% 7,500円)
●管理 料	1ヶ月 金 500円也 (別途消費税10% 500円)
	月額合計 金8,800円也
●敷 金	金8,250円也
●駐車車両	車種: / ｱ ｼﾞﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ: XXXXXXXXXX

貸主 (甲) と借主 (乙) は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間) 期間は、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。本契約を更新すること出来るものとする。
- 第2条 (賃料) 賃料の支払は毎月末日迄に甲は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞納した場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、敷金を無利息にて甲に預託するものとする。尚、敷金の支払いは担保するため預金とおり敷金を無利息にて甲に預託するものとする。
- 第3条 (敷金) 乙は、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
- 第4条 (通知義務) 乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。乙は車両変更後、停泊無く甲に車検印の写しを提出しなければならぬ。又、賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 (警備注意義務) 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
- 第6条 (免責) 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に対し一切責任を負わないものとする。
- 第7条 (損害賠償) 乙又はその代理人、使用者、同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第8条 (賃料改定) 甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により値上げできるものとする。
- 第9条 (解約予告) 甲・乙双方のいずれも、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。解約時の日割り計算は行わないものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
- 第10条 (管理料) 管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。
- 第11条 (禁止事項) 駐車場内ではNOとする。(現状有姿)
- 第12条 (禁止事項) 駐車場内での駐車中のアイドリングは禁止とする。
- 第13条 (税法改正) 税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
- 第14条 (放置車両) 賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

注 意 事 項

1. 当社管理の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライトバン (幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る) のみとさせていただきますのでその旨ご注意下さい。
2. 1以外の車両 (騒音の原因となるもの)・通常より車高が低く入口を出入りできない車等でのご利用はお断りさせていただきますのでその旨ご了承ください。
3. 車庫証明をとられる場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円 (別途消費税) をいただきますので、その旨ご了承ください。
4. ご契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいようお願い申し上げます。

反社会的勢力でないことの確約事項

- (反社会的勢力の排除)
- 第1条 甲及び乙は、（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。をいふ。甲又は乙は、（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。をいふ。
- (禁止事項)
- 第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
- (1) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること
- (2) 本物件又は本物件の周辺において、通行人に不安を覚えさせること
- (3) 示すことにより、付近の住民又は通行人を不安に陥れ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。
- (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。
- 第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 甲は、第1条の確約に反する事実が判明した場合
- (2) 本契約締結後に自ら又は甲の役員が反社会的勢力に該当した場合
2. 解除することができる。

貸主 (甲) 連絡請求書発行事業者登録番号 T5810477315536

令和 5 年 12 月 25 日

住 所

氏 名

借主 (乙)

※乙は別添【駐車場における個人情報のお取扱いについて】にも同意したものである。

住 所

氏 名

電 話

緊急連絡先
※電話と別番号を記入
緊急連絡先 統柄 【 XXXXXXXXXX 】

(媒介・代理) 業者

国土交通大臣免許
埼玉県知事免許 (10) 第12100号

所在地 さいたま市南区榎岸5丁目18番15号

商号 株式会社 辻興産
代表者 代表取締役 大野 時範

宅建取引士 (記名捺印)
取引士登録番号 XXXXXXXXXX

氏 名 XXXXXXXXXX